

第4次芦屋市総合計画 後期基本計画（原案）

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

【修正版】

【目次】

第4次芦屋市総合計画後期基本計画	1
1 第4次芦屋市総合計画の概要と後期基本計画	1
2 後期基本計画の策定に当たって	6
3 後期基本計画の進行管理の視点	7
第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる	9
1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	11
2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	19
3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	27
4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	33
5 地域で安心して子育てができている	43
第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる	49
6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	51
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、 まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	57
8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている	67
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	73
第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	79
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	81
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	87
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して 移動できるようになっている	93
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	101
第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	111
14 信頼関係の下で市政が展開している	113
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	119
参考資料	125
1 芦屋市の状況	126
2 課題別計画等一覧	135
3 指標一覧	154
4 用語説明	242

本文中、「*」を付している用語については、「参考資料」4の用語説明の対象としているものです。

第4次芦屋市総合計画後期基本計画

1 第4次芦屋市総合計画の概要と後期基本計画

(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間

ア 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

イ 計画の構成・期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々^々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
基本構想 (10年間)									
前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
実施計画 (3年間)			実施計画 (3年間)			(今回策定部分)			
実施計画 (3年間)		実施計画 (3年間)		実施計画 (3年間)		(今回策定部分)			
実施計画 (3年間)									

(2) 将来像とまちづくりの基本方針

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、芦屋の将来像とまちづくりの基本方針を以下のよう
に定めています。

ア 芦屋の将来像

自然とみどりの中で^{きずな}絆を育み、
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後(平成32年度)の芦屋の姿－施策目標

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向けて、「芦屋のまちづくりの基本方針」, 「目標とする10年後の芦屋の姿」, 「施策目標」を定め、取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができています	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる		7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
			7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
			7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている
			8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している
			9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
3 人々のまちを大切にすまなみをつなげる まちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
			11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている		12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
			12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
			12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている		15-1 様々な資源を有効に活用している
			15-2 歳入・歳出の構造を改善している

一般的に、「まちづくり」、「市民」、「協働」という言葉の定義は、必ずしも明確ではありません。総合計画ではこれらの言葉を次のように定義し、使用しています。

「まちづくり」とは

この計画における「まちづくり」とは、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切に暮らす暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体とします。

「市民」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

2 後期基本計画の策定に当たって

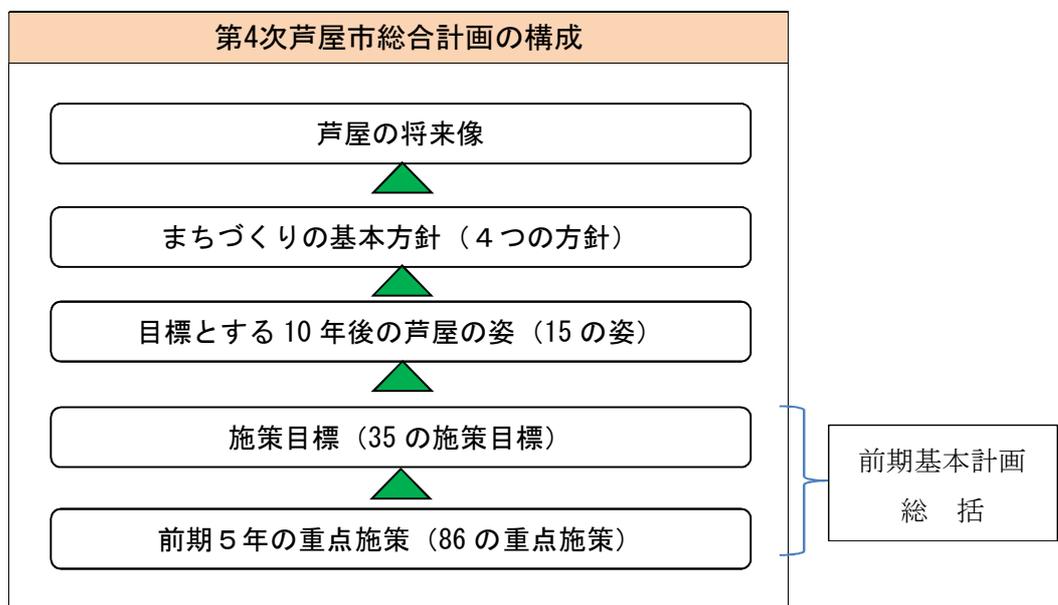
(1) 策定の目的

本市では、平成23年(2011年)3月に策定した「第4次芦屋市総合計画」に基づいて各種施策を展開してきましたが、その後の社会情勢や本市を取り巻く状況の変化、施策の進捗や新たに策定された課題別計画などをまちづくりに反映するため、前期基本計画の取組を総括し、後期基本計画を策定しました。

(2) 策定の基本方針

ア 10年間の計画として市議会の議決を経て策定された基本構想部分については、現在の計画を引き継ぎ、基本計画部分について策定しました。

イ 「前期5年の重点施策」が着実に実施されることで、「目標とする10年後の芦屋の姿」、さらには本市がめざす将来像に近づいていくと考えることから、35の「施策目標」ごとに、「前期5年の重点施策」の実施状況に注目して総括を行い「前期基本計画総括報告書」(平成27年3月)として取りまとめ、計画に反映しました。



ウ 後期基本計画の策定にあたっては、以下の考え方に基づき進めました。

(ア) 重点施策を記載すること (重点施策の掲載基準は前期と同様に以下のとおりとしています。)

○重点施策として掲載するもの (基準)

- ・参画と協働を基本に取り組むこと。
- ・分野横断的、又は複数の担当課で取り組むこと。
- ・新たに取り組むこと。
- ・大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること。

(イ) 後期基本計画の推進にあたっては、「施策目標推進部」を定め、施策目標ごとに明記

(ウ) 施策目標の実現に向けて、重点施策に沿って取り組む「重点取組」を設定

(エ) 進行管理や検証が可能となるよう、指標を設定し、できる限り数値を用いた成果目標値を「めざす値」として設定

エ 「市民アンケート調査」（平成27年3月）及び「将来人口推計」（平成27年3月）をはじめとする各種調査等の結果も活用し、計画に反映しました。

オ 本市では総合計画の他に、各施策分野の課題別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については課題別計画に委ねることにしています。

なお、各課題別計画は更新時期に合わせ、この第4次芦屋市総合計画と整合するよう内容の調整を行います。

3 後期基本計画の進行管理の視点

(1) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策と重点取組を示しています。

どの施策目標も、その施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできないことから、常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取組んでいくこととします。

(2) 後期基本計画の進行管理と検証について

後期基本計画の推進にあたっては、「施策目標推進部」を定め、後期基本計画に明記するとともに、別途、重点施策を着実に実施するための「重点施策推進課」「重点取組担当課」を設定します。

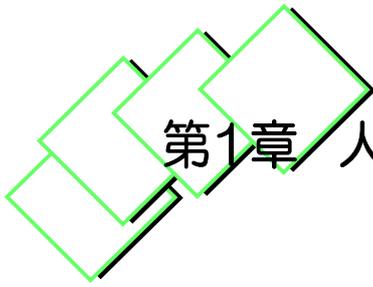
進行管理については、これらの担当課が中心となり行政評価（*事務事業評価、*施策評価）を行い、進捗状況を確認し、実施計画及び次期総合計画の見直しに反映します。

また、後期基本計画では、重点施策、重点取組の効果を検証するものとして「指標」を設定しており、進行管理の中においては、実施状況とともに指標も対象として評価を行い、その後の改善に反映します。

(3) 後期基本計画の活用

実施計画策定、予算編成、行政評価などについては、後期基本計画との関係を明確にしなが
ら進めるものとし、様々な機会を通じて、職員への周知、意識付けを行います。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる



第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる

目標とする10年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標とする10年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標とする10年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標とする10年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【基本構想】

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。
- ・市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市政情報の伝達手段の活用では、従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、*ICT機器、スマートフォンやタブレット端末が普及してきていることから、ホームページの発信者である職員の研修等を実施し、高齢者や障がいのある人はもちろんのこと誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組むとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。

また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行ってきました。

しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、伝えたい相手や内容によって情報提供の手段を選んで発信するなど、より伝わりやすい広報活動を行っていく必要があります。

そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。

(重点取組)

- ① 市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報のあり方を検証します。
- ② 分かりやすい表現方法や、目にふれやすく、見つけやすい情報発信になっているか発信方法を見直すとともに、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。
- ③ より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
「広報あしや」の市民の満足度 (%)	58.1	↑	70.0
市ホームページの市民の満足度 (%)	49.5	↑	60.0
「広報あしや」を知らない市民の割合 (%)	4.8	↓	<u>0.0</u>
「広報あしや」が手に入らない市民の割合 (%)	14.5	↓	<u>0.0</u>
本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率 (%/年)	83.3	↑	<u>100</u>

1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。

(重点取組)

- ① 市民が芦屋に愛着や誇りを持てるように、本市の全国でも優れた住宅都市としての魅力について情報発信を行います。
- ② 魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合（％）</u>	<u>84.6</u>	↑	<u>90.0</u>
<u>「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合（％）</u>	<u>42.0</u>	↑	<u>46.0</u>
<u>市民の声を生かして広報した件数（件／年）</u>	<u>＝</u>	↑	<u>5</u>
<u>市ホームページのFAQの掲載件数（件）</u>	<u>390</u>	↑	<u>510</u>

4 市民主体による取組

- ◇行政が発信する情報の積極的な受信
- ◇積極的な情報発信

※前期基本計画において、本施策目標に記載していた下記の取組については、後期基本計画においては、下記の施策目標の中に記載しています。

- ① 在住外国人への情報発信については、施策目標 2－2 に記載
- ② 障がいのある人への情報発信については、施策目標 7－1 に記載

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくりま
- ・市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援しま
- ・市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進しま

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境づくりでは、地区集会所の新築、改修を行ったほか、あしや市民活動センターを移転し、市民活動の拠点として整備を行うとともに、それらの施設を*指定管理者制度により市民中心の管理運営としました。

市民活動に参加する市民や団体の自立支援では、活動に対する助成や、あしや市民活動センターにおける相談、人材育成を目的とする講座等を開催しました。

市民同士や市民と行政の連携の促進では、あしや市民活動センターにおいて、*中間支援団体が集まるネットワーク会議を開催し、行政も含めたネットワークが互いにつながるように、情報共有の場を設定しました。

これまでの利用実績は、定期的に利用している市民活動団体もいるため、会議室の利用が増加しています。

しかし、平成 26 年（2014 年）1 月に行った参画と協働についての意識・行動調査では、あしや市民活動センターの認知度は 15.5%と低いことから、センターを市民活動の拠点施設として認知度を上げていく必要があります。

センターを利用している団体は、固定化されている傾向にありますが、継続的な活動を支援する機能をさらに発揮し、各団体の活動が地域の課題解決につながるように、相談・助言を行う等、支援を強化し、活動内容の発信や、地域での活動へ広げていくことが必要です。

また、同意識調査では、市民活動や地域の活動に参加経験のない市民は 68.8%ですが、今後参加意向がある市民は 58.4%であることから、市民活動とはどのようなものなのか情報提供を行い、参加へのきっかけとなるよう機会を提供していく必要もあります。

さらに、市民と協働して業務を経験したことのある市職員の 8 割が、協働したことの成果があったと回答しています。今後も職員の協働に対する意識の向上を図り、職員が自発的に市民活動や地域の活動にも取り組む意欲を高め、実際に協働できる職員を育成していくことも必要です。

市民活動団体間の連携については、市内で活動する様々なボランティア団体が互いの活動内容を知り、つながって、支援が必要な方にできることを提供していくことが互助の地域づくりの推進にもつながることから、あしや市民活動センターだけでなく、*社会福祉協議会のボランティア活動センターにおいて登録している個人やグループの活動内容など、市内全体のボランティア活動を把握し、支援が必要な市民のニーズとマッチングさせていく仕組みの構築が必要となっており、特に、*中間支援団体間の連携とコーディネート機能の強化が求められます。さらに、意欲・特技・経験を有している市民も多^く、地域を支える市民一人一人の力を豊かにする取組を支援していくことも必要です。

3 後期5年の重点施策

1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。

(重点取組)

- ①あしや市民活動センター機能の認知度を向上させます。
- ②NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。
- ③職員の協働に対する意識を向上させるよう、協働に関する情報を共有します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>あしや市民活動センターを知っていると回答した割合 (%)</u>	<u>15.5</u> (H25)	↑	<u>50.0</u>
<u>あしや市民活動センター相談人数 (人/年)</u>	<u>199</u>	↑	<u>250</u>
<u>市民との協働経験のある職員、協働している職員の割合 (%)</u>	<u>31.9</u> (H25)	↑	<u>40.0</u>
<u>地区集会所の利用率 (%)</u>	<u>46.8</u>	↑	<u>50.0</u>
<u>あしや市民活動センターの利用者 (人/年)</u>	<u>13,842</u>	↑	<u>14,600</u>

1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくります。

(重点取組)

- ①市民活動や地域活動につながるよう、情報発信を行い、市民活動の機会の提供に努めます。
- ②市民のボランティア活動への参加につながるよう、*社会福祉協議会での福祉ボランティア活動を含めた市内全体のボランティア活動を推進・強化し、互助の地域をつくります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>市民活動や地域活動をしたことがある人の割合 (%)</u>	<u>29.2</u> (H25)	↑	<u>50.0</u>
<u>*社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数 (人)</u>	<u>452</u>	↑	<u>500</u>
<u>あしや市民活動センターの交流会・セミナー等の参加人数 (人/年)</u>	<u>452</u>	↑	<u>600</u>

4 市民主体による取組

- ◇市民活動への積極的な参加
- ◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27~H31)

第2次芦屋市地域福祉計画 (H24~H28)

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。
- ・市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市民主体の地域課題解決への支援では、「*地域ひろば」と「*市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りと*災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。また、地域のボランティアコーディネーター養成講座を実施し、リーダーの発掘と育成に取り組むほか、高齢者等の見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネット」や、地域見守り拠点（打出商店街まごのて）の整備に取り組みました。

市民、地域主体のまちづくりを進めるルールや仕組みづくりでは、市民参画・協働を引き続き推進するため、平成 26 年度(2014 年度)に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。

また、自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしていくため、*まちづくり協定制度を導入するとともに、*まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。

今後も、自治会等の地縁組織と市は、自立した立場をとりつつ対等なパートナーとしてまちづくりを行っていく必要がありますが、地域が抱える課題としては、役員の高齢化や、若年層の自治会への加入率の低下等などの問題があります。本市としては、地域活動に関する情報提供や協議を行いながら、地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めていく必要があります。

また、地域の課題解決を図ることを目的とした行政の仕組みが複数存在するためわかりにくい状況となっており、行政の地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。

さらに、地域間・団体間での連携や新たな活動参加者へのコーディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

(重点取組)

- ①自治会活動等に参加していない市民に自治会等の地域活動の大切さや楽しさなどを伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。
- ②まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、互いに連携する機会を充実します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>自治会等に参加する世帯への割合（％）</u>	<u>68.2</u>	↑	<u>75.0</u>
*まちづくり連絡協議会への1回あたりの平均出席者数（人／年）	14	↑	17
計画期間内にコミュニティビジネスをはじめた団体数（件）	＝	↔	±

4 市民主体による取組

- ◇地域活動への積極的な参加と連携
- ◇地域の課題は地域で解決する意識

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画（H27～H31）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、 芦屋の文化があふれている

【基本構想】

本市では、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ること、郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。
- ・日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。
- ・地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。
- ・*スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及、振興に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めるには、公民館をはじめとする文化施設などでの各種講座等の実施、社会教育関係団体等への活動支援、活動機会の提供に取り組みました。日頃から芸術文化に親しめる環境づくりでは、各文化施設において、*指定管理者等と協議しながら、美術博物館では、造形教育展や市展、学習雑誌にみるこどもの歴史展など事業の充実に取り組みました。また、図書館においては、児童図書の実用や学校園における読書活動推進との連携を図りました。

地域の伝統や歴史の継承では、芦屋川の文化的景観をはじめ、新たに文化財を指定するとともに、文化財の整理を進め、冊子の刊行やリーフレットの作成、広報あしやでの連載を行う等、啓発に取り組むほか、各文化施設において、*指定管理者等とも協議しながら、芦屋の歴史に関連した展示や*ワークショップ、公民館講座など、積極的に事業の充実に取り組みました。

スポーツの普及、振興では、「芦屋市スポーツ振興基本計画」及び「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、ライフステージに応じたプログラムなどの各種スポーツ事業を実施しました。

概ね各事業においては、多くの市民の参加を得ていますが、必ずしも参加者のその後の自主的活動につながっているとは言い難い現状です。

特に、文化振興については、平成 24 年度(2012 年度)からの「芦屋市文化振興基本計画」に基づき、各事業を実施していますが、市民が誇れる取組までには至っていない状況となっています。これからは、地域の伝統や歴史だけでなく個性豊かで幅広いまちの魅力としての芦屋文化を発信していく取組や、さらには次世代に継承していく取組を行っていくことが重要です。

また、生涯学習についてもまちの魅力として高めていくためには、市民の現行の取組や学びのネットワーク等について積極的に情報提供し、より参加しやすい状況を促進するとともに、そのネットワークを充実し、特に子どもたちを意識した多世代をつなぐ仕組みや個々の学びをつなぎ広げる仕組みづくりが必要です。

図書事業では、平成 20 年度 (2008 年度) から 3 年間取組を行った「子ども読書の街づくり推進事業」を機運として、これまでも「かばんの中に一冊の本を」や「ブックワーム芦屋っ子」を合言葉に、市民への読書推進事業の取組を行ってきており、今後の更なる事業推進において、公立図書館が担う役割は大きく、施設の整備や図書館事業の充実が求められています。

スポーツ推進においては、スポーツを行うことで、子どもから高齢者まで年代を問わず心身の健康の保持増進だけでなく、次代を担う青少年の健全育成、地域交流や家族の絆を深めるなどの多くの効果が期待されます。そのためには、平成 32 年 (2020 年) の東京オリンピック・パラリ

ンピック開催決定を追い風にして、スポーツの機運を盛り上げ、市民一人一人がライフステージやニーズに応じてさまざまな形でスポーツ活動に参加できる機会を提供するとともにスポーツへの参加を促すことが必要であり、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が日常的にスポーツを楽しむことができる、幅広い生涯スポーツ社会を目指した取組が重要です。

3 後期5年の重点施策

2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。

(重点取組)

①重点施策に則った「第2次芦屋市文化振興基本計画」の策定を平成28年度(2016年度)中に行います。

②芸術、芸能、生活文化などはもとより、学術、景観、観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を発信し、住んでみたいまち、住み続けたいまち芦屋を目指します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)</u>	<u>84.6</u>	<u>↑</u>	<u>90.0</u>
<u>「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合 (%)</u>	<u>42.0</u>	<u>↑</u>	<u>46.0</u>
<u>文化活動を行っている市民の割合 (%)</u>	<u>45.9</u>	<u>↑</u>	<u>50.0</u>

2-1-2 市民が主体となって活躍する*知の循環型社会の構築を目指します。

(重点取組)

①芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成・支援します。

②個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう、市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数 (人/年)</u>	15	↑	<u>27</u>
<u>社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数 (回/年)</u>	3	↑	16

2-1-3 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。

(重点取組)

- ①芦屋の文化を知り、身近に感じることができるよう、子どもに対して、わかり易い*出前講座や展示、リーフレットや冊子を作成して配布するなど、芦屋の文化について、理解が深まるよう取り組みます。
- ②公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館や富田碎花旧居などの文化施設の活性化を図り、誰もが親しみを持って利用できる施設を目指します。
- ③芦屋の伝統や文化を広め、継承するために、講演会等を開催します。特に、失われつつある戦前、戦中の地域の伝統や文化を継承するため、戦前、戦中を知る人達の記憶の記録や状況調査等を行うとともに、調査結果を広く市民と共有し、活用します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
中学生以下の美術博物館入館者数 (人/年)	1,260	↑	<u>3,000</u>
<u>芦屋の</u> 伝統や文化に係る講演会等の参加者数 (人/年)	<u>330</u>	↑	<u>380</u>

2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。

(重点取組)

- ①市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館施設の整備、資料の充実、調べ物や読書相談等サポートを強化します。
- ②子どもたちの読書機会を増やせるよう、子どもと本を結ぶ図書館行事の充実、保育所・幼稚園向けの読み聞かせや、学校への団体貸出等を実施します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
市民が1か月に1冊以上読書する割合 (%)	<u>55.0</u> (H27)	↑	<u>67.8</u>
<u>公立図書館における児童(7~15歳)の図書貸出冊数 (冊/年)</u>	73,150	↑	76,808

2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。

(重点取組)

- ①「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、スポーツ施策を推進します。
- ②高齢者、障がいのある人やファミリーなど、誰もがライフステージに応じて楽しみ、人との絆を深めるスポーツ事業を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
スポーツ啓発事業参加者数（人／年）	<u>857</u>	↑	<u>1,115</u>
スポーツの週1回以上の定期的実施率（%）	<u>62.0</u> (H24)	↑	69.0
市民アンケートでのスポーツの国際大会をわが国で開催することに関しての問いに「好ましい」と答えた割合（%）	49.3	↔	70.0

4 市民主体による取組

- ◇文化活動の積極的な情報発信
- ◇文化財的な建築物の保存・活用
- ◇スポーツ活動の積極的な情報発信

[関連する課題別計画]

- 第2次生涯学習推進基本構想（H21）
- 芦屋市文化振興基本計画（H24～H28）
- 芦屋市スポーツ推進実施計画（H26～H35）

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・多様な文化を持つ人との交流を促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

多様な文化を持つ人との交流については、市民交流の場として、さくらまつり、サマーカーニバル、秋まつりの開催を支援し、多くの参加を得ているほか、芦屋市国際交流協会と連携しながら姉妹都市であるモンテペロ市との学生親善使節の交換などの国際交流事業を実施してきました。学校園においては、潮見小学校に「*こくさいルーム」を設置し、子どもたちの母文化を尊重した交流活動や学習会を定期的実施し、子どもたちの共生の心を育む活動の充実に取り組むほか、日本語理解が不十分な子どもたちに対して、日本語指導支援員等を配置し、児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう適応指導と学習支援の充実を図ってきました。

潮芦屋交流センターについては、年々利用者も増え、セミナーや講演会等については、ある程度の参加者数が得られていますが、まだ施設の利用率は十分とは言えず新しい取組も検討していく必要があります。また、姉妹都市交流事業も、市民が知り、参加する事業にはなっておらず、多くの市民が関わるができる方法を検討する必要があります。

一方、市内に在住する外国人住民が必要な情報を受け取ることができ、適切な相談や支援が受けられるよう、多言語による情報発信などを充実する必要があります。(前期基本計画では施策目標 1-1 に記載していました。)

学校における日本語理解が不十分な児童生徒への指導についても、個々の状況が多様であることや、継続した支援も必要であることから、帰国・外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について研究を進め、学校における指導体制の整備、充実を図る必要があります。

平成 32 年(2020 年)東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等が決定されました。国においては、それを見据えながら、国際的視野をもったグローバル人材を養成するため、小学校での英語学習の教科化などが検討されはじめています。そのような流れの中で、さまざまな外国人との交流促進や、市内に在住する地域人材の発掘、各校に増えてきている外国にルーツのある子どもたちと共に学びあう視点に立った取組を進めることが必要になっています。多文化共生社会を進める上でも、そのような機会を、さらに国際理解を深めるための好機ととらえ、事業の検討を行うことも必要です。

3 後期 5 年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

(重点取組)

- ①潮芦屋交流センターを国際交流の拠点として、また、地域のコミュニティの活動拠点として広く活用していただけるよう周知に努めます。

- ②外国の文化に対する理解や見識を深めることができるよう、芦屋市国際交流協会や社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会などを実施し、国際理解を深める機会の充実に努めます。
- ③様々な異文化交流の機会を活用し、子どもたちが外国の言語や文化に触れたり、自国の文化を発信したりする取組を進めます。
- ④外国語によるスピーチコンテストを実施する等、外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒が相互に学びあい、高め合える機会を増やします。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
潮芦屋交流センター <u>（貸室のみ）</u> の利用率（%/年）	32.0	↗	38.0
潮芦屋交流センター事業への参加者数（人/年）	4,890	↗	5,490
<u>NPOなどの団体と協働して開催した</u> 国際理解を深めるための講座の参加者数（人/年）	—	↗	30
外国語によるスピーチコンテスト参加数（人/年）	—	↗	100

2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。

（重点取組）

- ①外国人住民が生活に必要な情報を入手できるように、外国人向けの刊行物、パンフレットや公共サインなどを多言語表記や「やさしい日本語」で情報提供します。
- ②外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について協議を深め、日本語指導支援員等の配置等の支援体制を整備します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>全世界帯配布発行物の英語版を発行した割合</u> （%/年）	37.5	↗	100
<u>多言語表記のための翻訳・確認件数</u> （件/年）	109	↗	130
<u>日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合</u> （%）	※一	↗	100

※平成26年度においては、個別支援計画の策定はないが、必要な児童生徒の61%に対して、日本語指導支援員配置等の支援を行っている。

4 市民主体による取組

- ◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 平和を尊重する意識の普及，啓発に努めます。
- ・ 人権を尊重する意識の普及，啓発に努めます。
- ・ 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

平和を尊重する意識の普及啓発では，平成 23 年(2011 年) 7 月に「*平和首長会議」に加盟したことにより，会議の提唱する非核・平和事業に取り組んできました。

人権意識の普及啓発では，「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し，「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら，「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において，意見の反映，人権の視点に立った事業評価を実施し，事業の改善に努めました。

*上宮川文化センターでは，人権啓発・住民交流の拠点施設として，民生事業（相談指導，老人憩いの間事業等），就労促進事業などに取り組み，学校園においては，子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育む指導を計画的に進め，体験的な学習や研修の充実に努めました。また，芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会，学習会等を実施しました。

関係機関と連携した取組では，神戸地方法務局西宮支局との連携した特設人権相談所の開設や*権利擁護支援センターにおいて，高齢者・障がいのある人の権利侵害への対応を行いました。

人権関係の各事業への参加状況等はほぼ横ばいであり，アンケート調査による「人権を身近に感じる人」の割合も大きくは変化しておらず，取組に工夫が必要であり，人権課題は多様化・複雑化していることから，それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化などが必要です。

平和施策においては，戦後 70 年，市議会において決議された「*非核平和都市宣言」30 周年を迎えたことを契機に，市民が平和の大切さを再認識し，より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。

3 後期 5 年の重点施策

3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。

(重点取組)

- ① 平和の大切さを再認識できるように，「*平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか，平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数（人／年）	742	↑	1,000
「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数（筆／年）	228	↑	300

3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。

（重点取組）

- ①お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」等の人権啓発事業に工夫を加え実施します。
- ②*上宮川文化センターでは、人権啓発・住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。
- ③市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を支援します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
「人権啓発事業」参加者数（人／年）	2,718	↑	3,000
*上宮川文化センターの来館者数（人／年）	82,122	↑	87,000
芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数（人／年）	800	↑	1,000

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。

（重点取組）

- ①住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないように、*本人通知制度の周知と適正な運用を行います。
- ②市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人等を支える「*市民後見人」の養成や、その活動を支援します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
*本人通知制度（住民票の写し、戸籍等）登録者数（人）	449	↑	1,000
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合（%）	57.8	↑	75.0
特設人権相談者数（人／年）	9	±	15

4 市民主体による取組

- ◇平和を大切にする心の醸成
- ◇いじめ等身近な問題への積極的な関与
- ◇人権尊重の理念の理解
- ◇本人通知制度への登録

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（H28～H32）
- 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）
- 第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)
- 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）
- 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画（H27～H32）
- 芦屋市第4期障害福祉計画(H27～H29)

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。
- ・セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス，その他性別による人権侵害の防止，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

女性の社会参画支援では、「第2次及び第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組んでいますが、目標である女性の登用割合は40%には達しておらず、引き続き積極的な登用に取り組む必要があります。また、女性の働き方セミナー等の講座、男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行（年4回）及び広報あしや等による啓発、女性の就労支援等の情報提供、女性のための心の悩み・家事調停相談などを実施することにより女性の社会参画を支援してきました。

性別による人権侵害の防止、啓発の取組では、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づく婦人相談員による*D V（ドメスティック・バイオレンス）相談、*D V被害者の自立支援の実施、*D V被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察等との協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンなどの*D V防止啓発の実施などに取り組みました。

市民アンケートによる「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度は43.6%と、まだまだ低い状況にあり、啓発・講座等を引き続き実施し、その理念の理解を広めることが必要です。「男性は主な業務」「女性は補助的な業務」などといった固定的な性別役割分担意識の解消をさらに進めることや、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発により、女性だけでなく男性も家事、子育てや介護などに参加できるような環境整備が進むよう取り組むことが必要です。

また、これからの社会や地域では、女性の職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮される必要があります。*D V相談室の認知度も31.7%と低いため、さらに相談機関の丁寧な周知を行うとともに、定例的に*D V被害者支援ネットワーク会議等を開催するなど、関係機関との連携を深めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。

(重点取組)

- ①各種講座の開催、「ウィザス」の定期発行、ウィザスあしやフェスタの開催や市民による啓発活動のネットワークへの支援などにより、性別による固定的な役割分担の意識の解消のための啓発に取り組みます。
- ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。

③長時間労働の抑制，育児休業や介護休暇の取得促進の啓発などにより，子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み，*ワーク・ライフ・バランスを促進します。

④女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度（%）	43.6	↑	57.0
市附属機関等における女性委員の割合（%）	37.2	↑	40.0

3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。

（重点取組）

- ①配偶者等からの暴力による被害者への相談窓口を充実し，被害者の早期発見・安全確保を図り，幅広い関係機関の連携のもと，切れ目のない自立支援を行います。
- ②暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させながら，性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*DV相談室の認知度（%）	31.7	↑	50.0
*DV防止啓発グッズ配布数（個／年）	2,207	↑	3,000

4 市民主体による取組

◇男女共同参画の意識の高揚

◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識

◇*DV等の被害を未然に防ぐ，または，最小限にとどめるための早期相談

[関連する課題別計画]

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（H23～H29）

子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【基本構想】

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えていきます。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていく必要があります。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

(施策目標推進部：学校教育部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・子どもたちの学力の向上に努めます。
- ・子どもたちの命や人権を大切にす心の教育の充実に努めます。
- ・子どもたちの体力向上に取り組みます。
- ・心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組みます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた「人間力の育成」を目指した教育活動を計画的かつ確実に進めてきました。

学力向上の取組では、学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プランを推進し、学習指導員などの外部人材を活用した取組や、環境体験・自然学校・*トライやる・ウィークの推進等、参画と協働のもとで特色ある教育活動を推進してきました。教育環境整備においても、タブレット端末の早期導入など*ICT機器の充実を図りました。また、小学校の英語学習では、地域の人材を有効に活用して内容充実に努め、中学校との滑らかな接続を行うため、小中学校が共同で研究協議を行う協議会の開催などに取り組みました。同様に他の教科においても小中連携の取組として、中学校合同授業研究会を実施してきました。

特別支援教育では、*特別支援教育センターを中心に、一人一人の状況に応じた個別の教育支援計画等を立て、指導を行ってきました。

心の教育の充実の取組については、道徳教育、人権教育、阪神・淡路大震災の経験や教訓を語り継ぐ取組を中心とした防災教育、不登校児童生徒の学校復帰支援のほか、児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施、いじめや暴力行為などの問題行動の防止、障がい理解のための講演会の実施等に取り組みました。また、読書活動を推進し、子どもたちの年間の学校図書館の図書利用冊数は増加してきています。

体力向上の取組では、体力・運動能力調査を実施し、結果の分析を行い、体育指導の実践研究に取り組みました。食育では、アレルギー対応マニュアルの策定に加え、中学校給食の実施を決定し、施設整備をはじめとした準備を計画的に進めてきました。今後、中学校給食は潮見中学校で先行実施し、他の中学校についても校舎の建替えと併せて順次、実施する等、全ての学校で充実した給食が提供できる体制整備を行っていきます。

教育環境の整備、教職員の専門性と指導力の向上の取組では、教職員研修やOB教職員を活用した研修体制の充実を図るとともに、*校務支援システムの導入、ノ一部活デーの設定等により子どもと向き合う時間の確保に取り組みました。

幼児期の教育では、質の高い教育・保育の充実を目指し、本市の標準的なカリキュラムとして「就学前カリキュラム」を作成しました。

今後、幼児教育においては、子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼児期と児童期

における互いの教育の理解を深め、小学校との円滑な接続をめざすことが必要です。

学力向上方策においては、基礎的・基本的な知識技能は身につけてはいますが、それらを活用していく力に課題がみられることから、外部人材のさらなる有効活用や、読書活動の充実に取り組みます。また、全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえながら、児童生徒の実態に応じた効果的な指導について研究を進め、実践していく必要があります。

また、子どもの命や人権を大切に教育では、学校・教育委員会が主体となって関係機関と連携を進めてきましたが、学校外で起こる事案や家庭内における問題、虐待報告件数の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境は、年々複雑化・深刻化している現状にあります。学校だけで取り組む領域を超え、専門家、関係機関などとの連携を一層強化していくことが求められるようになっていきます。

さらにスマートフォンの急速な普及は、いじめや人権問題に派生する危険性をはらんでおり、子どもたちに*ICT機器を適切に操作する力や情報を正しく選択し活用する力を身に付けさせる必要があります。

教育環境の整備においては、安全で快適な環境を提供できるよう計画的な施設保全をすすめるとともに、*ICT機器をはじめとした教材備品等の充実に努めることが必要です。

教職員においても、*ICT機器等の活用により校務の効率化を図るとともに、それらの機器を適切に活用できる能力を育成する必要があります。また、経験の浅い教職員が増えていく中、現場で教職員を育成していくことが急務となっており、教職員のキャリアに応じた研修などにより、指導力の向上を図ることが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。

(重点取組)

- ①質の高い教育・保育が受けられるように、「就学前カリキュラム」に基づき、幼稚園、保育所、*認定こども園の連携を深め、取り組みます。
- ②幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、連続性や一貫性を確保できるよう、就学前施設と小学校との交流を促進し、連携の充実に努めます。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会等参加人数（人／年）	354	↑	420
各就学前施設と小学校との交流回数（回／年）	16	↑	40

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

(重点取組)

- ①全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的・基本的な知識、技能を活用する力をはぐくむ指導の研究を推進するとともに、算数・数学の*チューター、*理科推進員を効果的に

活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。

- ② 英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、小学校に英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムの研究・開発に取り組みます。
- ③ 子どもが読書の喜びや楽しさを体感するように、授業における学校図書館の活用を促進するとともに、公立図書館との連携を進め、*家読（うちどく）等子どもたちの読書意欲を高める取組を研究し、推進します。
- ④ 特別な支援が必要な子どもが持てる能力を伸ばし発揮できるよう、*インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、個別のニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合（％）</u>	80.0	⇒	<u>80.0</u>
<u>小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合（％）</u>	<u>92.1</u>	⇒	<u>92.1</u>
児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数（冊／年）	<u>小学校</u> <u>59.7</u> <u>中学校</u> <u>14.6</u>	↑	<u>小学校</u> <u>65</u> <u>中学校</u> <u>17</u>
特別支援教育に係る研修会，研究会の参加者数（人／年）	<u>424</u>	↑	<u>486</u>

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。

（重点取組）

- ① いじめや、いじめに起因する不登校等の発生を未然に防止するため、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子どもたち自身がいじめについて考える機会を設ける等、いじめ防止策を推進します。
- ② 学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携をさらに強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ③ スマートフォン等、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者等への啓発を行います。
- ④ 子どもの運動意欲を高め体力・運動能力が向上するように、学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに、家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者に啓発します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>中学校における不登校生徒の割合（％）</u>	<u>3.3</u>	↘	<u>1.9</u>
*スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言、関係機関との連携回数（回／年）	13	↔	33
全国体力・運動能力調査結果で全国平均 <u>以上の種目の割合（％）</u>	<u>10.0</u>	↗	<u>20.0</u>

4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。

（重点取組）

- ①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ（経験年数・校務分掌等）や課題に応じた研修機会の充実を図ります。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数（人／年）	<u>166</u>	↗	<u>275</u>

4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

（重点取組）

- ①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活が送れるように、「公共施設の保全計画」に基づき、山手中学校、精道中学校の建替に着手するほか、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。
- ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場の*ICT化など、校務の効率化に総合的に取り組みます。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
「公共施設の保全計画」に対する学校園施設整備の実施率（％／年）	100	→	100
*ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる <u>教職員</u> の割合（％）	—	↗	67.0

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティアへの参加，協力
- ◇*家読の推進
- ◇スマートフォン，SNS等の正しい理解

〔関連する課題別計画〕

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

芦屋市いじめ防止基本方針(H26～)

公共施設の保全計画（H24）

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

(施策目標推進部：社会教育部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。
- ・青少年の健やかな育成に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

青少年育成支援では、自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等によって様々な体験事業に取り組み、事業にはこれまで育成した*青少年リーダーを派遣し、リーダー育成を行いました。学校においては、中学校では*トライやる・ウィークによる職場体験、幼児教育体験をはじめ、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができるよう取り組みました。また、小学校では、児童が問題を解決する力や共に生きる心などを身につけることができるよう、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動を行いました。

青少年健全育成の取組では、白ポストの設置等による有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡視活動、愛護だより等の発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修などに取り組むとともに、相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に掲げた*若者相談センター「アサガオ」を平成25年(2013年)10月に開所し、関係機関との連携を図りつつあります。また、不登校等の児童生徒については、*適応教室において学校復帰支援を行いました。

家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大等、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、今後、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、勤労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。また、困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援等も含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

(重点取組)

- ①自立できる社会人になるように、小・中学校において、子どもたちに将来への夢や希望をはぐくむ指導や、働くことの意義・目的など、望ましい勤労観や職業観を養うためのキャリア教育を充実します。
- ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業など、体験活動に参加する機会を提供します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（％）	小学校 86.0 中学校 71.7	↑	小学校 90.0 中学校 80.0
*あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数（回／年）	—	↑	920

4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。

（重点取組）

- ①社会的、経済的に自立できるように、*若者相談センター「アサガオ」においてカウンセリング、アウトリーチ（訪問支援）、ピアサポート（仲間同士の支えあいの支援）を展開していきます。
- ②医療機関等の専門機関へのつなぎを充実させ、ソーシャル・ワークを進めるとともに、国・県やNPOなどの関係機関との連携を図ります。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
*若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数（人／年）	26	↑	100

4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。

（重点取組）

- ①家庭や地域社会で、子ども・若者の自主的活動を促進し、育成します。
- ②インターネットやスマートフォンの急速な進展に対応して、保護者・青少年関係者の情報リテラシー（活用能力）や情報モラルが向上するように、啓発、講演会・講習会を効果的に実施します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
青少年の自主的活動（青少年リーダー及び青少年ボランティア）者数（人／年）	17	↑	1,870
青少年愛護センターの相談受付件数（件／年）	16	↑	50

4 市民主体による取組

- ◇青少年を育成する活動への協力
- ◇*トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ

[関連する課題別計画]

- 芦屋市子ども・若者計画（H27～H31）
- 第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

(施策目標推進部：社会教育部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。
- ・子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりでは、特色ある学校園づくりとして地域人材を活用し、伝統文化、マナー、英会話、平和学習講話など幅広い教育活動を推進するほか、*コミュニティ・スクールの活動支援や学校支援ボランティアとともに家庭、地域による学校支援の取組を進めており、多くの地域住民の参加を得ています。

子どもの安全・安心な居場所づくりの取組では、市内8小学校において校庭開放事業を行うとともに、下校時間帯の子ども見守り巡回パトロールを実施しました。また、通学路の安全確保のために平成24年度(2012年度)に通学路緊急合同点検を地域、学校、行政が連携して行い、路側帯のカラー化やゾーン30の路面標示等実施し、平成26年度(2014年度)には*芦屋市通学路交通安全プログラムを作成しました。

それぞれの取組について調整・協力により大きな効果が得られるよう、連携を図り、進めることが重要で、学校を核として行われる活動、行事への協力体制づくりが必要であり、子育て支援の需要が増す中、子どもが安全で安心して過ごせる場の充実が求められています。

また、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と一緒に実施するほか、南芦屋浜地区から遠距離を通う子どもたちの安全確保策については、子どもの人数が増加することを踏まえ、早期に取り組む必要があります。

3 後期5年の重点施策

4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。

(重点取組)

- ①保護者や地域住民による学校支援ボランティアの活動が充実するように、支援者間の連絡調整や、学校現場との有効な連携づくりを進めます。
- ②地域の教育力を教育活動に生かし、専門的な知識や技能を有する教育ボランティアを学校園へ招聘し、特色ある学校園づくりを進めます。
- ③子どもたちが健やかに育つ家庭環境実現の手助けとなるよう、学校ボランティアグループ等の協力を得て、保護者の世代間交流を図り、情報交換できる機会と場所を提供します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日／年)	407	↑	506
教育ボランティアの活動人数（人／年）	554	↑	570
子育て異世代交流会等への参加人数（人／年）	95	↑	190

4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

（重点取組）

①子どもたちが放課後等を安全安心に過ごせる居場所として、*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室などを地域の協力を得て充実します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室の開催日数（日／年）	1,060	↑	1,920

4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。

（重点取組）

- ①子どもが安全に登下校できるように、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と共に実施し、関係機関と連携して危険箇所の点検、改善を進めます。
- ②南芦屋浜地区からの子どもの通学の安全確保策については、保護者や地域との協議を重ねながら有効な対策を実施します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>通学路合同点検において確認された危険箇所（市が実施主体となる箇所のみ）の改善割合（％／年）</u>	100	→	100
通学路合同点検及び報告会参加者数（人／年）	70	⇒	70

4 市民主体による取組

◇子どもたちを育成する活動への協力

[関連する課題別計画]

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）
第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

【基本構想】

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。
- ・家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。
- ・要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

子育て支援の取組では、各種訪問、相談事業等を実施し、早期に相談しやすい環境整備に努め、相談件数等は概ね向上しています。地域子育て支援拠点「むくむく」など、子育て世代が交流できる事業のほか、保健センター、保育所、幼稚園、小学校など関係機関と相談連携の実施、子育てに関する講演、講座も実施しました。妊婦健康診査では助成券方式の健診助成を導入し、受診者の負担軽減を図ったほか、5歳児発達相談を新たに実施し、安心して出産し、子どもの発達を支える取組も行い、乳幼児健診の受診率も9割以上となっています。また、子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準額未満の3歳から中学校3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成するなど制度の拡充を行いました。

要保護家庭の自立や要保護児童の支援では、母子・父子世帯への給付、助成事業のほか、*民生委員・*児童委員ほか関係機関とも連携した相談、支援体制の整備を行い児童虐待などの問題も含め対応してきました。

今後も、妊娠期から子育て期の保護者が安心して子どもを生み、育てることができるよう「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援していくことが必要です。

さらに、今なお大きな社会問題となっている虐待を含む要保護児童等を早期に発見し、迅速な対応を行うため、また、ひとり親家庭や要保護家庭等支援が必要な家庭が自立し、子どもの心身の成長と発達が保障されるよう、関係機関や地域との連携による支援を充実することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて交流・相談しやすい環境を整えます。

(重点取組)

- ①子育て家庭が身近なところで交流がしやすいように、子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。
- ②乳幼児の保護者が、親子で遊びに行け、育児について親同士が話し合える場所となるように、幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
子育てセンターにおけるつどいのひろば等に 参加する親子の数（人／年）	53,313	↑	56,313
<u>公立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数（回／年）</u>	<u>234</u>	↑	<u>320</u>

5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。

（重点取組）

- ①安心して出産・子育てに臨めるように妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。
- ②子育て家庭が自信を持って子育てができるように、子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに、関係機関の連携による支援体制を推進します。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
保健センターでの母子健康相談の人数 （人／年）	2,598	↑	2,750
子育てセンターでの子育て相談の人数 （人／年）	1,776	↑	2,376

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。

（重点取組）

- ①ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。
- ②家庭児童相談における要保護家庭や要保護児童について、児童虐待防止と早期発見及び適切な対応ができるように、*要保護児童対策地域協議会ににおいて関係機関との連携を行い、支援の充実を図ります。
- ③困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、*民生委員・*児童委員活動を高めます。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数（人／年）	14	→	<u>14</u>
家庭児童相談の件数（件／年）	409	↑	586
*民生委員・*児童委員への相談件数（件／年）	483	↑	<u>700</u>

4 市民主体による取組

- ◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇乳幼児健康診査の受診
- ◇出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供
- ◇児童虐待の相談・通告

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）

第3次芦屋市男女共同参画推進行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・必要とするときに適切な保育サービスを提供します。
- ・ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

保育サービスの提供では、優先課題である待機児童解消に向けて、新たに2園の私立保育所を誘致するほか、公立幼稚園において通常保育後に預かり保育を実施しました。これらにより受入れ定数は増加したものの、まだ待機児童数の解消までには至っていません。また、*ファミリー・サポート・センター事業も継続して実施するほか、保育所における延長保育、一時保育に加えて市立芦屋病院において*病児・病後児保育を実施しました。

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発の取組では、*イクメン（育児を楽しむ男性）講座、男女共同参画フェスタ等の土日開催事業の実施や男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行及び広報あしや等による啓発を行いました。また、市内事業者に対しても啓発冊子の案内などを行いました。

今後も、保育ニーズのある世帯が必要とするときに適切で良質な保育サービスを利用できるように、保育提供施設の増設等により待機児童の解消に努めていくことが必要です。

また、*ワーク・ライフ・バランスができていると思う市民の割合が78.5%となっていますが、*ワーク・ライフ・バランスを「[芦屋市男女共同参画推進条例](#)」の基本理念の一つとして掲げていることから今後も向上を図る必要があります。引き続き、意識を高めるための啓発を行いながら、女性だけでなく男性も子育てに参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。

（重点取組）

- ①待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育事業や*認定こども園等の整備を計画的に進めます。
- ②*病児・病後児保育を利用しやすくするために、実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保に努めます。
- ③*放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて、提供体制を整備します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
待機児童の人数（人）	131	↓	0
*病児・病後児保育実施箇所数（か所）	1	↑	2
*放課後児童健全育成事業の <u>待機児童数</u> （人）	<u>0</u>	<u>→</u>	<u>0</u>

5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。

（重点取組）

- ① 育児休業の取得促進など働き方を見直すきっかけをつくることができるように、センター通信「ウィザス」等での*ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を充実します。
- ② 女性だけでなく男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座などを開催します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
仕事と生活の両立ができている市民の割合（%）	78.5	↑	84.5
男女共同参画センターの土日開催事業（*イクメン講座等）の男性の参加者数（人／年）	51	↑	<u>80</u>

4 市民主体による取組

◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

〔関連する課題別計画〕

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27～H31)
 第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）
 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる



第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 2 人々のつながりを安全と安心につなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

【基本構想】

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかでいるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。
- ・ 食育や食事バランスについての情報提供を行います。
- ・ こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

健診の受診、予防接種の促進の取組では、特定健診、がん検診の受診及び予防接種者数の向上を目指し、啓発や未受診者対策の強化、接種を受けやすい体制づくりに取り組みました。

食育推進では、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、各種相談・講座事業を実施するほか、保育所や学校園においても、保育及び教育課程の中で食育を推進しました。

こころの健康への支援では、啓発事業のほか、インターネットを活用しメンタルヘルスチェックできる「*こころの体温計」の導入や、訪問、面接、電話による相談事業を充実しました。また、芦屋健康福祉事務所など各関係機関との連携や相談・指導活動も継続して行うとともに、スポーツ事業やイベント等でのストレスの解消法や休養についての普及、啓発活動を実施しました。

特定健診やがん検診において、受診率・接種率は向上しているものの、市の計画で定めている目標数値に達していないことから、今後も、健診等の受診率の向上を図り、定期的な健診を促進するため、普及、啓発及び未受診者対策の強化が必要です。

食育関係についても、講座受講者数の増加も見られますが、生涯を通じた望ましい食習慣を身につけるために必要な情報は、年齢や健康状態などにより異なり、食育との関わりも変化することから、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに応じた啓発や教育を継続して行うことが必要です。

こころの健康への支援では、自殺予防対策において庁内連絡会議を設置し、相談窓口間の情報共有や気づきの強化を図っていますが、様々な原因や動機に対応した予防支援につながるよう相談窓口間の連携を充実させるとともに、こころの健康について相談しやすい環境づくりを図っていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

(重点取組)

- ① 芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。
- ② がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。
- ③ 定期予防接種の健診等での個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
国民健康保険特定健診の受診率（％／年）	38.8	↑	60.0
大腸がん検診の受診率（％／年）	30.4	↑	50.0
麻しん及び風しん定期予防接種（2期）の実施率（％／年）	90.4	↑	100

6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。

（重点取組）

- ①「妊娠・出産期」からはじまる各々のライフステージに応じた相談・教室等による情報提供や学校、保育所における給食等を通じての食に関する指導の充実を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
食育関係講座等の参加人数（人／年）	699	↑	900

6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。

（重点取組）

- ①「*こころの体温計」の周知を図るなど、相談窓口やストレス解消等の情報提供を進めます。
②各関係機関との連携を深め、相談から支援まで相談窓口が連携して支援が図れるよう、自殺予防対策を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合（％）	93.7 (H24)	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇予防接種を受けること。
- ◇健診後の積極的な自己ケア
- ◇十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- ◇自分にあったストレス解消法の習得
- ◇職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

[関連する課題別計画]

- 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）
- 芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画（H26）
- 第二期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画（H25～H29）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。
- ・適切な対応ができる救急医療体制を充実させます。
- ・保険医療制度を適切に運営します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

安心できる地域医療の提供では、市立芦屋病院改革プランに基づき市立芦屋病院の経営改善を進めるとともに、建替工事によるアメニティ向上や、*緩和ケア病棟の開設、*ICU室設置や救急措置室の拡充など救急医療の充実など、よりよい医療を地域に提供するよう努めてきました。市立芦屋病院と地域の医療機関との連携では、*むこねっと患者情報共有システム等の導入により、検査情報等を活用できる環境の整備などの連携を推進しており、紹介率及び逆紹介率ともに増加していますが、*地域医療支援病院の承認及び*がん診療連携拠点病院の指定については未達成となっています。

救急医療体制では、市立休日応急診療所、*一次救急医療及び*二次救急医療の体制を整備しているほか、歯科センターにおいて歯科休日応急診療を実施しています。また、阪神南圏域における広域的な救急医療体制として、小児二次救急医療や眼科・耳鼻咽喉科広域一次救急医療などの体制を整備しており、広報あしや、ホームページを活用し、救急医療機関情報の提供を行っています。また、*救急救命士の育成と人員を確保するとともに、応急手当講習会等を実施し、市民に心肺蘇生法や応急手当について普及、啓発を行いました。

保険医療制度の適切な運営では、国民健康保険、後期高齢者医療制度の周知を図るほか、*ジェネリック医薬品の利用促進への啓発を行う等、医療費の抑制に努め、保険制度の安定的運営に資する取り組みを行いました。福祉医療制度については、早期に適正な医療を受診できるよう制度の拡充を行い、改正内容を広報あしや、ホームページで周知しました。

さらに高齢化が進む中、超高齢社会に対応する医療が求められます。高齢期の患者が中心となる時代の医療は、病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を目指し、地域や自宅での生活ができるように地域全体で支える「地域完結型医療」への変化が求められます。市立芦屋病院においては、地域医療機関との連携・調整を密にし、市民の信頼を得て、安心できる地域医療の提供を目指していくことが必要です。

また、救命率の向上に向けて、救急要請件数が増加する中、救急サービスの維持・向上を図るため、*救急救命士のさらなる人員確保と、*救急救命士の救急救命処置として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する処置範囲拡大に対応するため、より高度な救命処置が行える*認定救急救命士の育成にも取り組みながら、救急救命活動の充実を図っていくことが必要です。

保険医療制度の適切な運営においては、平成30年度(2018年度)からの国民健康保険の広域化（都道府県化）に向けた動向を注視しながら、安定的かつ持続可能な保険制度を運営するため、今後も引き続き、特定健診の受診率の向上、*ジェネリック医薬品の利用促進への啓発を行う等、医療費の抑制に向けた取り組みが必要です。

3 後期5年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

(重点取組)

- ①市民の信頼を得て、安心できる地域医療を提供できるように、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市立芦屋病院の病床（199床）稼働率（%）	85.0	↗	93.1
紹介率（他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合）（%）	37.0	↗	50.0
逆紹介率（市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合）（%）	64.9	↗	70.0

6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。

(重点取組)

- ①病院前救護の質を高めるために、*救急救命士養成所への派遣促進など救急救命士の育成を進めます。
- ②一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。
- ③真に救急車を必要とする傷病者に迅速な対応ができるよう、市民に周知・啓発を行い、救急車の適正利用を促進します。
- ④適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、定期的に情報交換の場を設けるなど、地域医療機関との連携を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*救急救命士の救急業務活動従事者数（人／年）	24	↗	29
*認定救急救命士の救急業務活動従事者数（人／年）	17	↗	29
軽症者数／救急搬送人員（%）	54.0	↘	50.0
市内救急搬送者数／搬送人員（%）	61.4	↗	64.0

6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。

(重点取組)

- ①医療費の適正化の推進を図るため、レセプトデータを活用した個別受診勧奨を実施するとともに市民への啓発を行いながら特定健診の受診率や*ジェネリック医薬品の使用率の向上を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*ジェネリック医薬品の使用率（%）	<u>54.5</u>	↑	60.0

4 市民主体による取組

- ◇かかりつけ医を持つこと
- ◇正しい応急手当の習得

[関連する課題別計画]

市立芦屋病院中期経営計画（H26～H30）

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【基本構想】

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じた確かな支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の住民や、ボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。
- ・保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。
- ・様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

地域における保健・医療・福祉の連携体制の確立では、「第2次芦屋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を行いました。保健福祉センターに設置された総合相談窓口は、相談内容に応じて各専門機関につなぐ役割を果たしています。また、*高齢者生活支援センター（介護保険法上では「*地域包括支援センター」とされていますが、本市においては、本名称としています。以下「*高齢者生活支援センター」と表記します。）による介護保険関係者と医療関係者の関係づくりのほか、*介護予防センターを拠点とする市内各所で介護予防教室の実施や、*地域発信型ネットワークの改編による相談・連携体制の強化を図るとともに、*地域包括ケアの一部である*地域密着型サービスの基盤整備を行いました。

情報発信では、総合相談窓口での分かりやすい福祉情報の提供や保健福祉フェアを通じた保健福祉事業の普及・啓発、広報あしや等の点訳・音訳、手話通訳者の窓口配置、行事等への派遣のほか、地域密着型等の施設においても近隣住民も参加可能な行事等を通じて積極的な情報発信を行いました。（前期基本計画では施策目標 1-1 で取り組んでいました。）

生活困窮者の自立支援では、*権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化、成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者等に対する自立生活に向けた支援、労働講座などを実施しました。生活保護については、適正給付に努めるとともに、ハローワークとも連携し、それぞれのケースに応じて自立に向けた支援を行っています。

*地域発信型ネットワークの参加者の多くが固定化されており、取組内容も各地区内での共有にとどまっているといった状況となっているなどの課題もあり、今後も、*地域包括ケアの実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に住むだれもが安心して暮らし続けることができるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられた会議等に、自治会等の地域活動を行っている市民やその団体とつながりのある市民等に広く参加を求めるとともに、問題解決の方法、情報発信、情報を得られる場としての周知・啓発が必要です。

また、障がいのある人への情報伝達をはじめ、保健・医療・福祉に関する情報を必要な時に入手ができるように、様々な方法による情報発信の検討が必要です。

生活困窮など、支援が必要な人についての相談機関は、充実しつつありますが、支援が必要な人の発見と実際に適切な相談機関へのつなぎについては周知・啓発が引き続き必要であり、平成27年度（2015年度）に施行された「生活困窮者自立支援法」により、経済的困窮や地域から孤立している人を早期に発見し、相談支援に結びつくよう取り組む必要があります。

3 後期5年の重点施策

7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

(重点取組)

- ①地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、*地域発信型ネットワーク会議参加者を地域関係者以外の市民にも広く呼びかけます。
- ②保健福祉に関する相談から支援までを窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となり支援の仕組みをつくるなど機関間の連携強化を図ります。
- ③支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等を活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口の他、課題解決に向けて取り組んでいる地域等の情報を周知します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	<u>838</u>
<u>保健福祉センター</u> の総合相談窓口の相談件数 (件/年)	<u>302</u>	↑	<u>600</u>
*高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	↑	<u>1,280</u>

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

(重点取組)

- ①保健・医療・福祉に関する情報を入手できる機会が増えるように、*地域発信型ネットワークを通じて必要な情報を手に入れられるように発信します。
- ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や*声の広報について、障がい者手帳交付時での直接的な案内などの周知・登録勧奨を充実させるほか、手話通訳者等の派遣等を行います。
- ③*高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	<u>838</u>
視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合（%）	<u>15.5</u>	↑	<u>20.5</u>
手話通訳者等の派遣回数（回/年）	201	↑	234
*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種（ <u>保健・医療・福祉等</u> ）が参加できる研修会・会議等の参加者数（人/年）	339	↑	1,000

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ②経済的に困窮し支援を必要としている人等が、地域で安心して暮らし続けることができるように、関係部署等の窓口以案内チラシを配架する等、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③経済的に困窮し支援を必要としている人等に必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*権利擁護支援センターの新規相談者数 (人/年)	127	↑	170
生活困窮者自立支援相談の利用者数 (人/年)	<u>※一</u>	↑	<u>500</u>
*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合 (%)	<u>二</u>	↑	<u>50.0</u>
生活向上による生活保護自立廃止件数 (世帯/年)	17	↑	20

※平成 27 年度から実施する事業のため、現状値は表記しませんが、権利擁護支援センター等の既存の相談機関において、平成 26 年度は約 300 件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。

4 市民主体による取組

- ◇自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇身近な施設等の利用

[関連する課題別計画]

- 第 2 次芦屋市地域福祉計画 (H 24～H 28)
- 芦屋市障害者(児)福祉計画第 6 次中期計画 (H 27～H 32)
- 芦屋市第 4 期障害福祉計画 (H 27～H 29)
- 第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (H 27～H 29)
- 第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画(H27～H31)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。
- ・高齢者の生きがいを推進します。
- ・高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。
- ・総合的な介護予防を推進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

高齢者を地域とともに支援できる体制づくりでは、各*高齢者生活支援センターの体制を強化したほか、*地域包括ケアシステムを進めるうえで必要な高齢者の在宅生活を支える「地域ケア会議」の仕組みをつくりました。また、*権利擁護支援センターにおいて*市民後見人の育成を含めた「権利擁護支援者養成研修」を行うとともに、*権利擁護支援センターの周知・啓発を行いました。

高齢者の生きがいをづくりでは、高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を行うほか、老人クラブへの活動支援として、健康ウォークラリーや演芸発表会などのイベントを行い、公民館では、生涯学習の取組として*芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院を実施しました。

就労機会の拡充では、高齢者の経験や知識等を地域で生かせるように*シルバー人材センターと共同で事業の企画を実施し、*シルバー人材センターの就労者数の増加につながりました。

介護予防では、保健福祉センター内の*介護予防センターにおいて、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供し、水浴訓練室でも介護予防事業を実施しました。

さらなる高齢化や生産年齢人口の減少に対応していくため、*地域包括ケアシステムの構築や、高齢者自身が自主的に介護予防に取り組めるような環境づくりが必要となっています。また、元気な高齢者や技術・ノウハウを持った高齢者が増えていることから、高齢者が地域の中での役割を担うことにより、本人の介護予防と同時に地域づくりにも貢献できる仕組みをつくっていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

(重点取組)

- ①まちぐるみで高齢者を支える地域づくりのために、*地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関等との連携を図ります。
- ②高齢者の支援について考え、地域で支える仕組みづくりを实践する市民を増やすため、*地域発信型ネットワーク会議や地域ケア会議を開催します。
- ③地域活動等への参加や関心を持つ市民を増やし、また、地域活動に関わる市民を育てるため

に、活動団体のPRや地域活動の実践報告の場を提供します。

- ④*地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)を含めた福祉施設の整備を進めます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*地域見まもりネット事業の加入事業者数 (件/年)	63	↑	<u>100</u>
*高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	↑	<u>1,280</u>
地域ケア会議の開催数 (回/年)	5	↑	<u>25</u>
*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数 (件/年)	4	↑	10
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	1000

7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

(重点取組)

- ①認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する*認知症サポーター養成講座を実施します。
- ②地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。
- ③支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「*介護予防・日常生活支援総合事業」の検討・準備を行い、実施します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*認知症サポーター養成講座受講者数 (人/年)	1,285	↑	1,500
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 (%)	<u>57.8</u>	↑	75.0

7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

(重点取組)

- ①高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ②高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にとじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。
- ③地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等において、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周

知・啓発します。

- ④「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等において、機会あるごとに介護予防事業の周知・啓発や、すでに介護予防事業に参加している高齢者への積極的な意識づけを行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*シルバー人材センターの会員数（人／年）	1,004	↑	1,300
老人福祉会館の利用者数（人／年）	28,859	↑	35,000
老人クラブの会員数（人／年）	3,015	↑	3,100
介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数 (人／年)	<u>26,492</u>	↑	<u>29,000</u>

4 市民主体による取組

- ◇地域ケア会議への積極的な参加
- ◇*地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加
- ◇認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施
- ◇自主的な介護予防事業の取り組み

[関連する課題別計画]

- 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H 27～H 29）
第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

(施策目標推進部：福祉部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。
- ・相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。
- ・障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。
- ・障がいのある人の就労支援を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

障がいへの普及啓発では、広報紙やホームページ等の活用や市立小中学校での福祉学習、教職員への研修を実施するほか、*芦屋市障がい4団体について、補助金を交付し運営支援を行っています。

相談体制の充実では、障がいのある人の地域の相談支援の拠点として、*障がい者基幹相談支援センターを設置し、また権利侵害を受けている人の相談から支援までを一元的に担う*権利擁護支援センター事業を実施しています。

障がい福祉サービスの提供基盤の整備では、みどり地域生活支援センターでのサービス提供、障がい児等への療育支援相談及び機能訓練、芦屋市立すくすく学級の運営など、障がいのある人に必要なサービスを提供していますが、障がい児機能訓練においては、申込者数のすべてを受け入れることは出来ていない状況があります。

また、学校園では、*特別支援教育センターでの相談事業、支援員等の配置、専門指導員の巡回指導を実施し、きめ細やかな対応を行っています。

就労機会の支援では、*芦屋市障害者雇用奨励金の交付及び周知を行うほか、市役所における障がいのある人の短期雇用(*チャレンジド雇用)、保健福祉センター館内清掃作業での雇用の場の創出、特別支援学校在校生の実習生受入などを実施しています。

これまでも障がいへの理解を深めるため、普及、啓発を行っていますが、依然として障がいへの理解は進んでいるとは言えず、子どもから大人まで、様々な教育の場や交流活動を通じて障がい理解を深めていくことが必要です。また、相談件数が増加傾向にあるものの、相談内容等が困難化・複雑化しており、相談員の育成や、*障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関が連携を深め相談体制の充実を図ることが必要です。

さらに、今後も障がい者手帳所持者は増加傾向にあり、またグループホーム等の生活の自立を目指したサービスの利用意向も多いため、障がいのある人が必要なサービスを受けることができるように、障がい福祉サービス等提供事業所等と連携しながら、障がい福祉サービス等の基盤整備・充実を図るとともに、人材の育成支援にも取り組む必要があります。

また、就労支援の取組においても、就労場所の大きな増加には至っておらず、障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、[阪神南障害者就業](#)・生活支援センターや関係機関等とも連携しながら一般就労の機会の拡大や*チャレンジド雇用の充実を図ることが必要です。

3 後期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

(重点取組)

- ①障がいへの正しい理解が広がるように、障がい理解のための学習機会の増加、交流活動の場の充実を図ります。
- ②支援を必要とする人が、途切れのない支援を受けられるように、*サポートファイルの周知・有効活用に向けた研修会等を開催し、*サポートファイルの普及啓発に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「障がいのある人に対する地域の理解度」(%)	22.9 <u>(H25)</u>	↑	30.9
*サポートファイルの配布部数（累計冊数）	133	↑	306

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

(重点取組)

- ①障がいのある人が安心して相談支援が受けられるように、*障がい者基幹相談支援センター をはじめとした各相談事業者の人材育成など、相談支援事業の充実を図ります。
- ②障がいのある人一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができるように、*権利擁護支援センター機能を充実し、ネットワークを構築します。
- ③*障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するためのネットワークを構築します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合 (%)	10.0 <u>(H25)</u>	↑	15.0
障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数（件/年）	760	↑	904

7-3-3 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。

(重点取組)

- ①障がいのある人が必要なサービス等を利用できるように、*計画相談支援事業を実施します。
- ②障がいのある人をはじめとした多世代交流や社会参加の場の創出が期待できる福祉施設の整備や障がいのある人が地域で安心して生活できるように、*地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- ③障がい児が、適切な療育・訓練を早期に受けられるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携した療育支援体制の整備を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>*計画相談支援事業利用人数（人／年）</u>	<u>1,608</u>	↑	<u>8,331</u>
療育支援相談件数（件／年）	149	↑	<u>176</u>
<u>障がい福祉サービス等利用者数（人／年）</u>	<u>149</u>	±	<u>160</u>

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

（重点取組）

- ①障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就労支援関係機関との連携強化など就労支援を充実します。
- ②障がいのある人の市役所における短期雇用（*チャレンジド雇用）を推進し、雇用の場を拡充します。
- ③障がいのある人が継続して企業で雇用されるように、*芦屋市障害者雇用奨励金の交付など、継続雇用の支援を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
障がいのある人の一般就労移行者数（人／年）	<u>10</u>	↑	<u>20</u>
障がいのある人の短期雇用（*チャレンジド雇用）任用延月数（月／年）	8	↑	24
*芦屋市障害者雇用奨励金の交付人数（人／年）	0	↑	3

4 市民主体による取組

- ◇障がいのある人への正しい理解，見守り，声かけ
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加

[関連する課題別計画]

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）

第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

【基本構想】

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきました。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。
- ・ 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに，相談業務の充実を図ります。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

犯罪から身を守る方法の周知・啓発では，*防犯協会と合同の街頭啓発及び地域の防災訓練時の啓発活動を実施するほか，「安全・安心ガイドブック」を発行しました。学校では，全小学校3年生を対象に，児童がいじめ，誘拐，虐待などの様々な暴力から自分を守るための「暴力防止教育プログラム」である*CAP講習会を実施しました。

消費生活の情報提供や相談では，「振り込め詐欺について」などの集会所*出前講座のほか，コープこうべとの協定による啓発チラシを配布，消費生活フェア，消費生活相談の実施に取り組みました。特に消費者相談では，相談内容の高度化，複雑化に対応するため，弁護士との連携を図りました。学校では，社会科で，小学校では生産や販売の特色や，それらの仕事に携わる人々の工夫等を，また中学校では，身近な消費生活を中心に市場経済の基本的な考え方の学習を行うとともに，家庭科でも，物資やサービスの適切な選択，購入及び活用についての学習を深める等，小中学校を通じて消費生活に係る学習を系統的，横断的に行っています。

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については約半分にまで減っていますが，さらなる減少に向けて，市民が防犯意識と犯罪予防の知識を持ち，適切な行動を実践できるように，*防犯協会等と連携しながら，犯罪から身を守る方法の周知・啓発等に取り組むことが必要です。また，インターネットサービスが幅広い世代において簡単に使えるようになり，各種トラブルが多発していることから，消費者自らが被害を未然に防ぐことができる知識等を習得できるような情報提供，各種相談や教育活動などの充実が必要です。

3 後期5年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するため，不審者情報，犯罪発生情報，危険箇所に関する情報を発信し，各種防犯活動の連携強化と啓発を図ります。
- ②犯罪被害者等の置かれた現状の理解を広めるための啓発活動や，県，関係機関，民間団体と連携して，犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	↓	200
<u>犯罪被害者等に対する支援制度への認知度向上のための研修への参加人数（人／年）</u>	—	↑	<u>160</u>

8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務や消費者教育の充実を図ります。

(重点取組)

- ①振り込め詐欺やネット犯罪などの最新の事案に対応した情報提供・消費生活相談体制の充実とともに、消費者被害の救済へつなげていくための関係機関との連携体制を充実します。
- ②様々な消費者問題について市民自らの確かな判断と行動ができるように、**地域で**消費生活における必要な情報や知識を十分に得られるための教材提供や情報提供を行います。**また、学校においても子どもたちが必要な知識や適切な判断力を身に付けるための学習を計画的に実施します。**
- ③自らを消費者被害から守るだけでなく、消費者被害を未然に防ぐことができる知識を持った*消費者市民として活躍する人材を育成するため、「(仮称) 芦屋市消費者教育基本計画」を策定し、身近なところで消費生活に関する知識を学ぶ機会を確保するなど消費者教育を推進します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
消費生活フェア参加人数 (人/年)	341	↑	400
消費生活に関する講座の参加者数 (人/年)	306	↑	359

4 市民主体による取組

◇身近な犯罪情報を知ること

[関連する課題別計画]

(仮称) 芦屋市消費者教育基本計画 (策定予定)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・犯罪を防ぐための活動を促進します。
- ・夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

防犯活動の促進では、青色回転灯防犯パトロール車による下校時のパトロール、警察によるパトロール、*愛護協会、*まちづくり防犯グループ、自治会などの地域団体との連携による登下校の見守り、*スクールガードリーダーによる小学校区毎の通学路での見守り等を実施するほか、有害環境の浄化活動（白ポストの設置等）や青少年への相談・指導を行いました。また、愛護委員の活動に伴う広報活動（班ニュース、愛護だより等の発行）のほか、社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、広報、啓発を行っています。

夜間でも安心して通行できる取組では、*まちづくり防犯グループ等の夜間パトロール結果に基づき、照度調査を行い、必要な場所には、**街灯**の新設、照度アップの対応を実施するとともに、LED（発光ダイオード）化を実施しました。

*まちづくり防犯グループメンバーの子ども見守り活動や夜間の見回り活動等が、下校時の児童が犯罪に巻き込まれることを抑制するなど、街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の半減に少なからず寄与していると考えます。しかし、一方では、*まちづくり防犯グループの高齢化や人員の確保が難しい状況となっており、*まちづくり防犯グループと協議を進めながら、グループの活性化を図り、見守り活動等の充実を目指す必要があります。

また、生活安全推進連絡会や芦屋警察署協議会等を通じて、警察とは定期的には情報交換は行っていますが、その情報を十分生かすまでには至っておらず、今後はその情報を生かす取り組みを行う必要があります。

3 後期5年の重点施策

8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

（重点取組）

- ①街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の更なる減少を目指し、*まちづくり防犯グループ等への若い世代の参加などの活性化を図り、見守り・見回り活動を充実させるよう支援します。
- ②警察等の関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。
- ③照度調査等を行い、**街灯**の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

指標（単位）	現状値 （H26）	指標の 方向性	めざす値 （H32）
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	↓	200
<u>市が管理する街灯の</u> LED化率（％）	7.7	↑	41.8

4 市民主体による取組

- ◇地域を自分たちで守っていく活動への参加
- ◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動

まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【基本構想】

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。
- ・火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。
- ・大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

災害時に自主的に行動できるための活動の促進では、「防災ガイドブック」の全戸配布や国道43号以南の地域住民4万人を対象とする津波避難訓練を実施するほか、*民生委員・*児童委員の協力などにより、高齢者、障がいのある人の「緊急・*災害時要援護者台帳」を整備しました。また、「*1.17祈りと誓い」や学校園での防災学習や避難訓練に取り組みました。設備面では、防災行政無線について、平成24年度(2012年度)に7か所を増設しました。

日常的な災害に迅速に対応できる体制の充実では、*統合型発信地表示システムの導入などにより、119番通報を受けてから出動するまでの時間を短縮しました。消防体制の強化では、デジタル波の無線設備を整備し、大規模災害時だけでなく日常的な災害時を含めた通信体制を充実させました。

大規模な災害に対応できる体制の充実では、*災害時における相互応援協定を締結など他団体との連携を強化するとともに、「芦屋市地域防災計画」を毎年更新しています。備蓄物資として、アレルギー対応食品の導入や子ども向け非常食の導入等も実施しました。

今後、南海トラフによる津波等の災害に備えて、*災害時要援護者の避難支援の体制づくりなど、地域住民が一体となって防災へ取り組める基盤作りが必要です。また、市民が日常的な災害に適切に対応できるように啓発などを行うことや、消防団員など消防体制の強化が必要です。さらに、大規模自然災害のリスク等に対応するため、地域や事業者と連携・協力しながら、総合的に推進できる防災・減災体制を構築していくことが必要です。

また、「兵庫県*国土強靱化地域計画」が策定された後、県の計画を踏まえ本市の「*国土強靱化地域計画」を策定し、本市の脆弱性等の調査・検討を重ねながら、実施可能な施策について、計画的に取り組んでいきます。

3 後期5年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

(重点取組)

- ①市民の防災意識を高めるため、集中豪雨や土砂災害等の災害に備え、集会所単位等での説明会を行うなど、効果的な周知啓発を行います。
- ②災害時に地域住民間で協力し合える体制を構築するため、津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。
- ③災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「*個別避難支援計画」

を策定するとともに、その計画に基づいた避難訓練を地域住民が主体となって実施できるよう、また、日頃からの地域での見守りを進める等、共助の地域づくりを支援します。

- ④災害時に情報入手手段を持たない*災害時要援護者等への情報伝達手段の追加導入を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自主防災会等による訓練参加者（人／年）	1,116	↑	3,000
<u>土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での 地区防災計画の策定割合（％）</u>	0.0	↑	100
*個別避難支援計画策定数（件）	1,380	↑	3,300
避難訓練に参加した要援護者数（人／年）	—	↑	660

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

（重点取組）

- ①通報場所や内容を早期に確定させるため、日々進化する通信機器に対応した 119 番受信体制を確立します。
- ②消防車等の適正利用のため、119 番通報の正しい理解に向けて、分かり易い広報物を作成し、啓発します。
- ③中高層建築物の事前活動計画を策定するため、*はしご車架梯状況調査を行うとともに、はしご車が接着できる対象物を増やす手法を検討します。
- ④地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団の促進をします。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
119 番通報受信から出場までの <u>時間</u> （平均時間）	2 分 32 秒	↓	2 分 29 秒
緊急性のない 119 番受信件数（件／年）	3,079	↓	2,500
*はしご車架梯・接近状況可否(接着可能棟の割合)（％）	55.0	↑	57.0
消防団員数（人）	98	↑	110

9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。

（重点取組）

- ①市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護するため、新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練をします。
- ②災害発生時に民間事業者等の専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、*災害時における応援協定を*指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設等を見直します。
- ③災害発生時に円滑に被災者支援ができるよう体制とするため、職員及び市民を対象とした防災リーダーを育成します。

- ④避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園等に対して、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できるような対策と断水時における生活用水対策を行います。
- ⑤*災害時協力井戸制度を創設することにより、井戸の所有者または管理者に協力を求めます。
- ⑥市職員間で災害対応の経験・教訓の継承をはじめ、知見等の共有に取り組みます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
民間事業者との*災害時における応援協定締結数（件）	20	↗	<u>38</u>
防災リーダー養成講座受講者数（人／年）	4	→	<u>4</u>
マンホールトイレ <u>及び井戸を設置した学校の割合（％）</u>	0.0	↗	<u>54.5</u>
<u>*災害時協力井戸の登録件数（件）</u>	<u>0</u>	↗	<u>6</u>
防災士資格を取得した職員割合（％）	<u>10.0</u>	↗	<u>25.0</u>
職員等を対象とした災害対策本部運営に関する図上訓練回数（回）	＝	↗	13

4 市民主体による取組

- ◇災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇住宅用火災警報器の設置
- ◇的確な 119 番通報
- ◇消防団への入団

[関連する課題別計画]

- 芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）
- 第 2 次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。
- ・建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

住宅などの防災・減災機能の向上促進では、*フェニックス共済加入促進の啓発のほか、広報あしや、新聞折り込み及び自治会等を通じて耐震診断及び耐震改修の促進の支援策についての周知を行いました。

建物や施設の防災・減災機能の向上による災害に強いまちづくりでは、防災倉庫及び防災資機材の整備のほか、市有の建築物について計画的に耐震化を実施し、*プラント系の建築物を除けば、特定建築物の耐震化は終了に向かっています。

国は平成 32 年（2020 年）までに住宅の耐震化率を 95%とする目標を掲げており、今後は、改定後の「芦屋市耐震改修促進計画」における新たな支援策等を活用することで1戸でも多くの住宅が耐震措置を実施するよう推進していく必要があります。また、市内のマンション率は、概ね半数であることから、住宅の耐震化の半数はマンションの耐震化であるとも言えるため、マンション管理組合等に対して改修及び建替え等に関する有効な情報提供を行うことや意向調査の実施など住宅政策と一体的な取組をすることで、耐震化を促進していくことが必要です。また、地震による公共建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体を保護するため、小規模な建築物についても耐震改修等を行っていくとともに、非構造部材の耐震化も進めていくことが必要です。さらに、災害等による被害の軽減及び防災力の向上を図るため、上下水道などのライフラインの防災・減災機能の充実により災害に強いまちづくりをさらに進めていくことが必要です

3 後期5年の重点施策

9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

(重点取組)

- ①旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書等の送付及びセミナー等の実施など周知、啓発を行います。
- ②旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合等に対する意向調査や耐震化に関する積極的な情報発信を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>住宅の耐震化率（％）</u>	<u>93.3</u> (H25)	↑	<u>96.0</u>
<u>旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修等実施 件数（戸）</u>	<u>26</u>	↑	<u>86</u>

旧耐震基準のマンションの耐震改修実施件数 -(戸)-	120	↗	300
-------------------------------	-----	---	-----

9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①小規模な施設も含めた旧耐震基準の公共建築物の耐震改修又は建替え等とともに、非構造部材も含めた耐震改修を行います。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
公共建築物の耐震化率 (50 m ² 未満及び居室の無い建築物を除く。) (%)	90.0	↗	100

9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①災害等による下水道施設の被害の軽減を図るため、新たに耐震診断を行い、施設の老朽化の状況も踏まえ、計画的に耐震化を行います。
- ②災害等による水道施設の被害の軽減を図るため、緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めるとともに、配水池の耐震化を計画的に行います。また、緊急相互連絡管の増設等による、バックアップ機能等の充実を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
下水道管耐震化率 (%) (耐震化延長/管路総延長)	21.8	↗	23.2
水道管耐震化率 (%) (耐震化延長/管路総延長)	37.2	↗	45.7

4 市民主体による取組

- ◇建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇*フェニックス共済への加入

[関連する課題別計画]

- 芦屋市耐震改修促進計画 (H20~H37)
- 芦屋市下水道中期ビジョン (H23~H32)
- 芦屋市公共下水道事業計画 (H23~H28)
- 下水道長寿命化計画 (芦屋処理区) (H25~H29)
- (旧奥山処理区) (H26~H30)
- 芦屋市水道ビジョン (H26~H37)

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

第3章 人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】



花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成16年（2004年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てる取組では、*オープンガーデン、*花と緑のコンクールなどを実施していますが、*オープンガーデンの参加者は毎年増加しているもの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります。

また、街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、寄附による新たな公園整備や南芦屋浜地区の公園・緑地整備など公共空間の花と緑を守り育てる取組を行いました。「*緑の保全地区」については新たに3地区を指定するなど緑化推進を行いました。新たな*保護樹の指定には至りませんでした。

安全に芦屋の自然と親しむことができる環境の保全では、県に対して芦屋川、宮川の保全に係る要望を行うほか、芦屋観光協会と連携し、あしや山まつりを実施しました。また、*芦屋市環境づくり推進会議が主体となって生きもの観察会等を実施し、その活動記録を冊子にまとめて市民に配布することにより、山、川、海辺の自然への関心や興味の向上を図りました。

今後も、「*芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。市全域が健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために、市民と行政が協働して取り組むことが重要であり、*花壇活動参加団体を増やす取組とともに*緑化団体の活動に関わる新たな人材発掘や、新たな*保護樹の指定が可能かどうかも含め新たな景観施策の取組を検討する必要があります。

また、市民が生きものに関心を持ち、身近な自然に親しむことにより、自然環境を守り共生する意識が醸成されるように、芦屋の山、川、海辺などの豊かな自然と触れ合い、学ぶ機会を提供していくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。

(重点取組)

- ①*オープンガーデンの参加者や緑化等の活動団体を増やす取組を進め、市内を花と緑でいっぱいにする市民による活動を促進します。
- ②街路樹、公園、緑地など公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園、緑道や街路樹等により緑が連続的につながるような公園配置を検討します。

③市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、*緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、*景観重要樹木や*保護樹の指定を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*オープンガーデン参加者数（人／年）	81	↑	125
*花壇活動参加団体数（団体／年）	75	↑	99
市街地(奥池地区除く)*緑被率（%）	22.0 <u>(H17)</u>	↑	28.0

10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。

（重点取組）

①生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全・維持に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合（%）	60.0	↑	70.0

4 市民主体による取組

- ◇*オープンガーデンへの参加
- ◇*花と緑のコンクールへの応募
- ◇地域での花壇活動への参加
- ◇*保護樹，保護樹林指定への協力

〔関連する課題別計画〕

芦屋市緑の基本計画（H17～H32）

第3次芦屋市環境計画（H27～H36）

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

景観誘導施策の推進では、市全域の景観地区とは別に、より良好な景観の創造を目指し、芦屋川沿いを*芦屋川特別景観地区に、また、その文化的景観を市指定文化財に指定したほか、地域ごとのまちづくりの推進に向けて、船戸町、三条南町、西芦屋町、浜風町1街区、親王塚町で新たに*地区計画を決定しました。平成26年(2014年)4月からの景観行政団体移行に伴い、「景観計画」を策定し、独自の屋外広告物条例を制定します。

今後、さらに、市民が住みやすく誇りをもてる美しいまちとなるように、南芦屋浜地区における良好な景観の形成を進めていくほか、景観行政団体の特長を生かした、市全体における景観施策の充実に取り組むことが必要です。

3 後期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策をさらに進めます。

(重点取組)

- ①南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。
- ②芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知徹底や市民参画による運用を推進します。
- ③美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、「第7次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川両岸等の無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。
- ④住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、*地区計画及び*まちづくり協定の周知や支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して「かなり良い」または「やや良い」と答えた市民の割合（％）	84.7	↑	90.0
芦屋市屋外広告物条例(H28.4 施行予定)の規制内容に適合する既存屋外広告物の割合（％）	62.4 (見込数)	↑	82.5
無電柱化率（％）	12.4	↑	14.1
*まちづくり協定の数（地区）	3	↑	6

4 市民主体による取組

- ◇景観地区についての理解と協力
- ◇住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇住宅等の道路との敷き際への花木の植栽
- ◇*まちづくり協定の策定

[関連する課題別計画]

芦屋市景観形成基本計画（H26 改定）

芦屋市景観計画（H27）

芦屋市都市計画マスタープラン（H 24～H32）

【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどが無い清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知，啓発に努めます。
- ・行政も事業者として適切な廃棄物の処理や公共用水域の水質保全など，環境に配慮した取組を推進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

省エネルギーやリサイクルの推進などの周知，啓発では，打ち水大作戦の実施，緑のカーテンの普及イベント，*ライトダウンキャンペーンの実施，あしや秋まつりでの啓発ブースの出店，星空観察会を実施するほか，市内の事業者対象の低公害車普及促進，住宅用太陽光発電システム設置に対する助成制度を実施しました。また，ごみの減量化，再資源化では，芦屋市商工会と連携したフリーマーケットの開催，粗大ごみとして収集した自転車，家具類の再生品を提供するリユースフェスタの開催，小中学生を対象にしたポスター展の開催，マイバックキャンペーン，ごみ焼却場などの施設見学会を実施するほか，*持ち去り防止パトロールを実施し，持ち去り者に対する啓発を行うとともに，持ち込みごみの予約制の導入により，事業系ごみの適正処理，持ち込み件数とごみ量の減少に取り組みました。

小学校では，5年生を対象とした自然学校，3年生を対象とした芦屋川，宮川，潮芦屋ビーチでの生物観察などの環境体験学習に取り組むほか，光熱水費節減額の一部を予算還元する「省エネプロジェクト」を実施し，児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの推進活動を行いました。

行政が事業者として，環境に配慮した取組の推進では，電気使用量やコピー用紙使用量の削減，庁舎内から排出される廃棄物の減量化の推進のほか，市公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により，ランニングコストの削減に加えてCO₂排出削減に取り組みました。

様々な取組とその成果から，市民及び行政による環境に配慮した取組の実践や意識啓発の推進は図られてきていると考えられますが，地球規模の環境問題である地球温暖化防止へ向けたさらなる取組が進むよう，情報や学ぶ機会の提供を行うとともに，市民と行政が一体となった取組を推進する必要があります。

また，ごみの減量化・再資源化の取組については，事業系ごみに対する適正処理やごみの減量の啓発を実施しているものの取組が浸透していないことから，今後は，効果的な取組を実施する必要があります。

3 後期5年の重点施策

11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減に向けた取組を促進します。

(重点取組)

- ① 市民と行政が一体となった取組が推進できるように、環境問題やエネルギーに関する情報を把握し、情報提供や学習機会を充実します。
- ② 市民、事業者が協働して取り組めるように、環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや、環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組みます。
- ③ ごみの減量化・再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制や*持ち去り防止パトロールの実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。
- ④ 事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約制を活用することにより事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に周知、啓発を行います。また、事業系ごみの減量化を推進するため、現在実施している簡易包装などに取り組む店舗等を「スリム・リサイクル宣言の店」に指定する事業を、今後一層推進していきます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している市民の割合（％）</u>	53.5	↑	60.0
<u>市民等から出される燃やすごみの量 (kg/人・年)</u>	家庭系 210.9 事業系 100.4 計 311.3	↓	※平成27年度見直しの「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」で設定
再資源化物のリサイクル率（％）	16.9	↑	※平成27年度見直しの「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」で設定

※「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」は、平成27年度中に見直し予定であり、そこで設定された値をめざす値とします。

11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。

(重点取組)

- ① 「*環境マネジメントシステム（EMS）」及び「環境保全率先実行計画」等に基づき、全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。
- ② 公共施設の保全計画と省エネ診断との連動により、効率的・効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
行政の事業における温室効果ガス排出量 (t-CO2/年)	<u>12,428</u>	↓	<u>※平成27年度改定の「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」で設定</u>

※「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」は、平成27年度中に改定予定であり、そこで設定された値をめざす値とします。

4 市民主体による取組

- ◇省エネ意識をもった生活
- ◇環境負荷の少ない設備の設置
- ◇環境負荷の少ない製品の購入，利用
- ◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置
- ◇ごみの分別排出の徹底
- ◇生ごみの水切り
- ◇食材や日用品は，最後まで使い切る

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市環境計画（H27～H36）
- 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）
- 芦屋市分別収集計画（H26～H30）
- 第4次環境保全率先実行計画（H28～H32）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、JR芦屋駅に加え、平成23年度(2011年度)より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成25年(2013年)10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成23年(2011年)6月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備を行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに市民マナー条例を定着させ、清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために平成26年(2014年)3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。

美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、市内公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しています。

市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。

しかしながら、市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらうためには啓発が不足しているという課題があります。また、市民への取組においても、行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、地域での取組の広がりが見られないことや、喫煙する人や犬を飼っている人で目の届かないところでのマナー違反が見受けられるなどの課題もあり、今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、周知啓発を図るとともに、一体となった取組を推進していくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

(重点取組)

- ①市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者等の関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知啓発を強化します。
- ②市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。

③良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについて啓発等を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合（%）	72.0	↑	80.0
地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合（%）	63.3	↑	70.0

4 市民主体による取組

◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発

[関連する課題別計画]

芦屋市市民マナー条例推進計画（H26～H30）

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は、大阪市と神戸市の間位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけでなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

交通に関するルールとマナーの周知，啓発では，春・秋の「全国交通安全運動」期間中にJR芦屋駅前等でのイベント開催，横断幕，のぼり旗の設置などを行い，チャイルドシート着用の街頭啓発を行ったほか，自転車等交通安全街頭啓発，自転車運転安全教室を実施しました。また，保育所・幼稚園・小学校等において，交通ルールを守り，安全な生活が送れるよう学習する場として，保護者も含めた交通安全教室を実施しました。

しかし，自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず，道路交通法改正による指導取締りの強化も実施されることから，自転車は「車両」であるということの理解への周知強化とともに，ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発，安全教育を推進することが必要となっています。

交通事故による死傷者数は全体として減少傾向にあります。高齢者，15歳以下の子どもとも事故は減少傾向にあります。高齢者については，死傷者の中での占める割合が高くなっています。それぞれ，交通事故にあうケースの多くは，飛び出しや信号無視，安全確認不足など，交通ルール違反が原因であり，危険察知，安全確認の徹底など，引き続き啓発を行っていくことが必要となっています。

また，自転車乗用中の死傷者のうち約6割が，交通ルール違反が原因となっている背景もあり，平成27年(2015年)6月に道路交通法が改正されたほか，自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県では条例が制定され，自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化となることから，賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。

3 後期5年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①子どもや高齢者の交通事故の減少のために，街頭啓発や交通安全教室，地域の集会の場等を活用し，周知，啓発を更に強化します。
- ②子どもに対する交通安全教室の内容を見直し，地域の特徴にあわせて改善するとともに，自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。
- ③自転車の関わる交通事故を減らすために自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めるとともに，自転車事故の際の危機管理として，賠償責任保険の加入促進などの普及，啓発を行い，自転車の安全利用の定着に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
高齢者の市内交通事故件数（件／年）	49	↓	<u>15</u>
子どもの市内交通事故件数（件／年）	25	↓	<u>14</u>
市内の自転車の関わる事故件数（件／年）	251	↓	<u>188</u>
自転車利用者賠償責任保険加入者割合（％）	<u>29.3</u> <u>(H25)</u>	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り，気持ちよく利用できるようお互いに配慮した
思いやり
- ◇お互いに交通ルールやマナー違反についての注意呼びかけ
- ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先
- ◇自転車事故に関する賠償保険の加入

[関連する課題別計画]

第10次芦屋市交通安全計画（H28～H32）

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。
- ・様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

道路や公園などの公共空間のバリアフリー化では、市役所周辺及び市内各所において、歩道の切下げ部や公園施設のバリアフリー化を順次実施するとともに、*交通バリアフリー推進連絡会を開催し、「交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた様々な整備に関する情報交換等を行いました。

建物のバリアフリー化では、公共建築物の大規模改修工事等に合わせて推進しており、一定規模以上の公共建築物の建替え又は改修時には兵庫県の「福祉のまちづくり条例」による対応を行い、更に、利用者側の視点を盛り込んだ施設計画とするため、事前に市内福祉団体の意見聴取なども行いました。また、移動に対するバリアフリー化の取組として、阪急バスに対するノンステップバス購入助成のほか、阪急芦屋川駅構外南側スロープの新設工事に係る助成も行いました。

道路や公園については、地形的な制約などによりバリアフリー化を整備することが困難な箇所もありますが、今後も、高齢者や障がいのある人なども含めたあらゆる人が、安全・安心・快適に施設の移動及び利用ができる環境づくりのために、*ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、さらなるバリアフリー化を計画的に進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。

(重点取組)

- ①すべての人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ②安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、芦屋らしい景観に配慮したわかりやすく統一的な*サイン計画に見直します。
- ③長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ④公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体等からのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替え等の計画に活用します。
- ⑤円滑に市街地を移動できるよう、現地調査等を行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
歩道切下げ部のバリアフリー化率（％）	34.5	↑	46.7
公園施設のバリアフリー化率（％） （施設誘導園路，多目的トイレ等の施設整備状況）	16.9	↑	56.6
公共建築物等のバリアフリー化率（％） （多目的トイレの整備状況）	<u>75.0</u>	↑	<u>79.0</u>

4 市民主体による取組

◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないように，物などを置かないこと

[関連する課題別計画]

芦屋市交通バリアフリー基本構想（H19～）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。
- ・駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。
- ・公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

道路や交通安全施設の適切な整備・維持管理では、修繕計画に基づく道路、橋りょう等の修繕・整備、交通安全施設(防護柵)の改修、通学路における路側帯の設置・拡幅及びカラー化を実施しました。

駅周辺の交通機能を高めるための取組として、JR芦屋駅南地区では、まちづくり整備計画の策定に向け、地元住民等と勉強会等を開催しています。

公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化では、バス運行の改善や利便性の向上についての関係機関との協議、山手幹線での全線開通後の環境調査や交通量調査の実施のほか、兵庫県とともに都市計画道路の見直し作業を実施し、本市の特性や社会情勢等に応じた市内道路網の見直しを行いました。駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組では、違法駐輪自転車等への警告・移送・撤去を定期的に行うことにより、違法駐輪の撤去台数が減少しました。

道路、橋りょう等の老朽化対策は全国的にも課題となっており、「芦屋市道路橋長寿命化修繕計画」等を見直し、今後は「*公共施設等総合管理計画」とも整合を図りながら、修繕・整備を行っていく必要があります。また、市民が安全かつ快適に移動できるように、JR芦屋駅南側において駅前広場・周辺道路・駐輪場の整備やバス路線の再編など、交通結節機能を高める取組を進めていく必要があります。

3 後期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

(重点取組)

- ①橋りょうを安全に通行できるように、老朽化した橋りょうを定期的に点検し、修繕・架け替え等を行います。
- ②道路を安全に通行できるように、芦屋川沿いの防護柵の改修の実施など歩行者の安全対策を行います。また、歩行者、自転車、自動車の共存が図れるよう様々な工夫を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
防護柵の改修率 (%)	75.3	↑	89.7
<u>道路上での人身事故</u> の件数 (件/年)	<u>347</u>	↓	<u>203</u>

12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。

(重点取組)

- ①安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように、JR芦屋駅南側の駅前広場及び周辺道路を整備します。
- ②安全かつ便利に利用できるように、JR芦屋駅南側において分散化された既存の駐輪場を集約・整備します。
- ③バスを利用しやすくなるように、JR芦屋駅の南北バス停の再配置に伴う路線再編に向けて関係機関と協議します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
芦屋駅前交番管轄での交通事故発生件数 (件/年)	323	↓	290

4 市民主体による取組

◇駐車場や駐輪場の利用

[関連する課題別計画]

芦屋市道路橋長寿命化修繕計画 (H27 改定)

*公共施設等総合管理計画 (H28 策定予定)

充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【基本構想】

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まってきています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。
- ・住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。
- ・市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

良好な住環境の形成と良質な住宅供給では、*芦屋川特別景観地区の指定や景観計画の策定など、緑ゆたかな住宅景観の継承とより魅力ある都市景観の創造を図りました。また、*長期優良住宅に係る認定申請の審査、中堅所得者層向けの*特定優良賃貸住宅の提供のほか、「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改正し、*まちづくり協定制度の導入とともに、条例に基づく開発・建築に関する審査、指導など良好な住環境の維持、保全及び育成に努め、良質な住宅供給を促進しました。

住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供では、住宅相談窓口の運営、分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業の実施、介護保険制度の要介護または要支援者への住宅改造費助成などにより、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームを促進するほか、「[芦屋市耐震改修促進計画](#)」の見直しを行い、[さらに](#)住宅の耐震化を促進するための施策を盛り込むとともに、特に高経年マンションについては改修と建替えを一体的な施策として取り組む中で、マンション管理組合のネットワーク会議の開催などにより、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援しました。

市営住宅に関しては、翠ヶ丘町5番住宅建替工事や高浜町1番における*市営住宅等大規模集約事業の推進など、「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行いました。

住宅都市である本市にとって、質の高い良好な住環境の形成は重要な施策であり、引き続き、*長期優良住宅等の普及や「景観計画」及び「住みよいまちづくり条例」等による良質な住宅の供給を継続していくことが必要です。

また、今後は、新築される住宅等への規制と同時に既存の住宅ストックがいかに良質な状態で維持・管理・更新・再生されていくかが、まちづくり全体を見る中では大きな課題となるため、住宅相談の充実や新たな課題である中古住宅の流通促進や[空き家\(戸建, 集合\)](#)などへの対応についても取り組んでいくことが必要です。特に高経年マンションにおいては、改修や建替えを検討していく管理組合等との関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導していくことが必要です。さらに、住宅に困窮する市民に適切に住宅を供給するため、既存の市営住宅等の適切な維持・管理・更新を行っていくとともに、*市営住宅大規模集約事業については、適切な進行管理を行うことが必要です。

3 後期5年の重点施策

13-1-1 芦屋らしい魅力ある住まい・まちづくりを促進します。

(重点取組)

- ①良好な住環境の維持・誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等によるまちづくり行政の適切な継続運用を図ります。
- ②長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、*長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*まちづくり協定地区内の建築届出数 (累積件数)	4	↗	80
新築住宅における認定*長期優良住宅の割合 (%)	50	↗	60

13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。

(重点取組)

- ①住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。
- ②マンションの共用部や高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むようバリアフリー改造助成の周知、啓発を行います。
- ③安全安心で良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ④空家(戸建, 集合)について、現状を把握し、問題点等を整理するための取組として、分譲マンションの利用状況調査を実施し研究します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)</u>	<u>4.4</u>	↗	<u>7.6</u>
分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数(件/年)	<u>419</u>	↗	<u>430</u>

13-1-3 *市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。

(重点取組)

- ①*市営住宅大規模集約事業において、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに寄与し、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
建替対象住宅居住者の転居割合(%)	＝	△	100

4 市民主体による取組

- ◇良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇マンション管理組合の理解と協力
- ◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

[関連する課題別計画]

- 芦屋市緑の基本計画 (H17～H32)
- 芦屋市景観形成基本計画 (H 26 改定)
- 芦屋市景観計画 (H27)
- 芦屋市耐震改修促進計画(H20～[H37](#))
- 芦屋市住宅マスタープラン (H20～H29)
- 芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画 (H22～H41)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

住宅都市としての機能を充実させる取組では、市の保有する建築物の保全計画を策定し、それに基づく工事を実施するほか、建築物以外の上下水道、公園、橋りょう等についてもそれぞれの改修計画に基づく工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な活用や長寿命化を進めました。

今後、多くの公共施設において、老朽化対策及びそのための財政負担が大きな課題となる中で、公共施設等の効率的な活用と長寿命化を図ることが必要であり、都市施設整備をはじめ、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえた将来的なまちづくりの基本的な考え方も検討する必要があります。平成 28 年度(2016 年度)に「*公共施設等総合管理計画」を策定します。

個別施設については、「*公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえつつ、定期点検等により施設の問題・課題を把握し、計画的に改修等を進めていくことが必要であり、芦屋霊園では建設から 60 年を経過し、施設の老朽化等も目立ち、部分的な整備では対応が困難となってきました。また、建設当時予測していなかった少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地に対する価値観の多様化や継承が困難になるという課題もあることから、これを踏まえた再整備及び管理方法を検討する必要があります。また、様々な社会環境の変化に対応するため、環境処理センター内の施設においては、様々な課題を整理し、計画的な施設の整備と管理運営について検討し、事業を進めることが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。

(重点取組)

- ①公共建築物の定期点検等により施設の問題を把握し、適切な改修や維持管理を行うとともに、未策定となっている小規模施設の保全計画を策定します。また、施設の効果的な活用等も検討します。
- ②上水道施設を安全で安心して利用できるよう、「施設整備計画」に基づき、計画的に改築・更新を行います。
- ③快適な下水道施設を維持していくため、「下水道長寿命化計画」を策定し下水道施設の改築・更新を行います。
- ④公園を安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園ごとの特性にあわせて公園施設の更新を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
公共建築物の保全計画策定率（％） （処理場等*プラント施設は除く）	79.8	↑	84.6
全管路延長に占める各年度に施工する上水道 更新管路延長の割合（％） （年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	1.5	→	1.5
全管路延長に占める各年度に施工する下水道 更新管路延長の割合（％） （年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	0.2	→	0.2
公園施設更新率（％） （公園施設更新数〔箇所〕／更新対象施設数（休 養，遊具，管理施設等）〔箇所〕）	16.3	↑	50.0

13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備・運営します。

（重点取組）

- ① 霊園施設については、新たな納骨方法を検討し、必要な施設を整備するなど修景に配慮した公園墓地として再整備に取り組みます。
- ② 環境処理センター内のごみ焼却施設及び*パイプライン施設等について、社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なおみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

指標（単位）	現状値 （H26）	指標の 方向性	めざす値 （H32）
多様なニーズに対応する霊園内の施設整備	＝	＝	整備
ごみ処理施設の運営方針に既定する取組の進捗（％）	＝	＝	100

13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。

（重点取組）

- ① J R 芦屋駅南地区において、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。
- ② 南芦屋浜地区のまちづくりの完成に向け、地元との調整も図りながら取組を進めます。
- ③ 都市計画道路等の都市施設や市街地開発などを効率的に整備するため、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針等を検討します。

指標（単位）	現状値 （H26）	指標の 方向性	めざす値 （H32）
（仮称）都市施設等の整備に関する基本方針	＝	＝	策定

[関連する課題別計画]

公共施設の保全計画（H24）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

芦屋市公園施設長寿命化計画（H28～H37）

芦屋市水道ビジョン（H26～H37）

芦屋市下水道中期ビジョン（H23～H32）

芦屋市公共下水道事業計画（H23～H28）

下水道長寿命化計画（芦屋処理区）（H25～H29）

（旧奥山処理区）（H26～H30）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）

*公共施設等総合管理計画（H28 策定予定）

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。
- ・市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上させる取組では、商工会と協働した商業活性化対策事業としてのイベント補助、アーケードの補修等商業共同施設補助、空き店舗を利用した創業の支援等活力あるまちなか商店街づくり補助など、商店街の活性化や商業施設整備の支援を行いました。

商業・業務施設の立地の検討では、商業診断を実施し、商業振興の方向性を検討したほか、駅周辺の交通量・土地利用状況の調査を実施するとともに、JR芦屋駅南地区のまちづくり整備基本計画の策定に向け、地元住民等との勉強会等を実施しました。

今後、市外大規模量販店に消費者が流出し、空き店舗が目立つ商店街や後継者不足問題を抱える市内商業が活性化するように、新たな創業や後継者の支援に取り組むとともに、市内事業者の取扱商品の魅力を全国に発信していくことが必要です。また、市民の利便性の向上のため、JR芦屋駅南地区のまちづくりにおいて、他の商業地域とのつながりも考慮しながら、商業・業務施設の立地の誘導を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

13-3-1 生活の利便性の向上のため、市内の商業を活性化します。

(重点取組)

- ①新たな創業者による創業を支援するために、「芦屋ブランド」活用による創業の効果もアピールしながら、活気にあふれた事業所を増やすために、芦屋市商工会との協働により後継者育成に取り組めます。
- ②市内商業の活性化を図るため、市内事業者の取扱商品について、全国にその魅力を発信します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
新規起業のための創業塾受講者数（人／年）	31	↑	60
*ふるさと寄附金取扱商品件数（件／年）	—	↑	35

13-3-2 J R 芦屋駅南地区まちづくりにおいて、生活利便性を向上させる取組を進めます。

(重点取組)

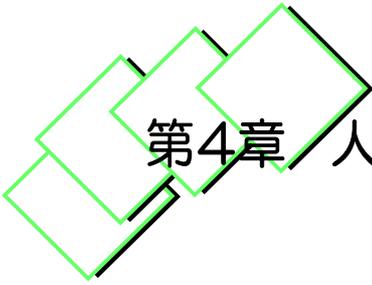
- ① J R 芦屋駅南地区の商業について、まちづくり計画と十分な調整を図りながら、芦屋市商工会や芦屋市商業活性化対策協議会と協議し、取組を進めます。
- ② J R 芦屋駅南地区と他の商業地域とがつながり、様々な相乗効果が得られるように、商業・業務施設の立地を誘導します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民が普段買い物で、J R 芦屋駅南地区の主な商業・業務施設を利用する割合 (%)	5	↑	10

4 市民主体による取組

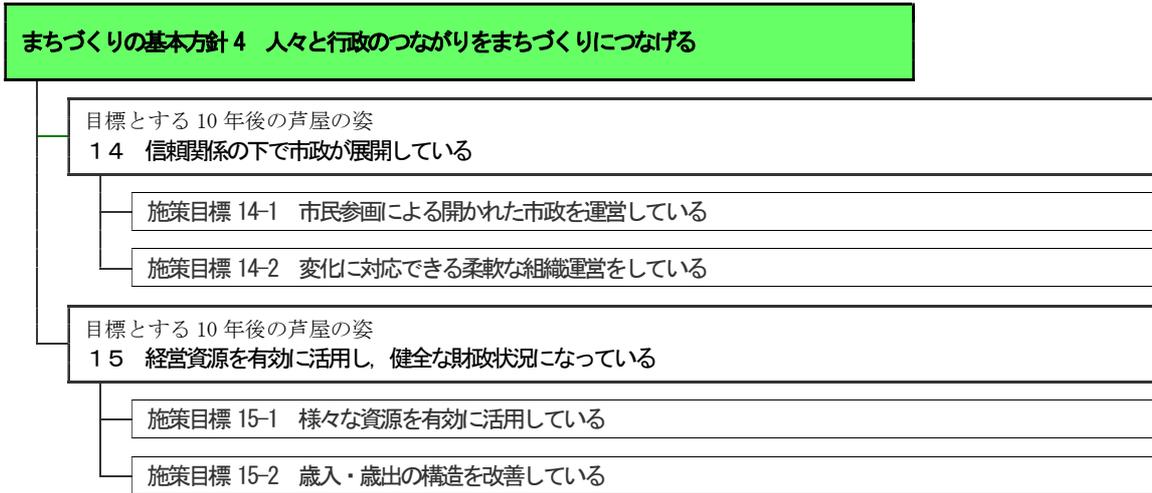
- ◇身近な商店や商店街の利用

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりに つなげる



第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】



信頼関係の下で市政が展開している

【基本構想】

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信し、透明性の確保に努めます。
- ・ 市民参画の機会の充実に努めます。
- ・ 総合計画の取組の成果を市民目線で確認しながら、施策を改善していきます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市政に関する情報発信では、広報あしや、ホームページ、広報番組のほか、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による情報発信を開始するなど、適切な時期でのわかりやすい発信に努めるとともに、各種計画書、統計資料や阪神・淡路大震災関連資料などを行政情報コーナー等に配架しました。また、*アシヤニューズレターの発行をはじめ、外国人向けの刊行物を発行しました。

市民参画の機会の充実では、審議会等の活用、*ワークショップの開催、*パブリックコメントや意見交換会の活用など、市政に対する市民の参画に必要な手続を実施するとともに市民の意見を把握するため、各施策においてアンケート調査などを実施してきました。

しかしながら、様々な情報提供を行っていますが、市政に対するアンケート調査では回答率が50%を下回ることや、「わからない」との回答が3割程度あり、*パブリックコメントを募集しても意見が0件の場合が少なくありません。

アンケートにおける本施策目標の進捗に関する設問では、市民と職員との意識に大きな開きがある結果となっていることから、わかりやすい情報発信や市民目線での事業推進が必要です。

これまでも市政における様々な取組について、評価を実施し、改善に努めてきましたが、その進捗状況の公表や市民目線での評価が十分でないことなどが課題となっています。

アンケートの定期的な実施などで市民の意見を把握して市政に反映できるよう、わかりやすい評価制度の実施とそれを踏まえた事業展開や、市民が参画しやすい工夫などが必要です。

3 後期5年の重点施策

14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。

(重点取組)

- ①市民への情報の公開度を高めるため、情報提供のあり方を見直します。
- ②重要な歴史資料等の選別・保存方法の検討を含め、公文書の適正な管理・保存をさらに進めていきます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」に肯定的回答をした市民の割合 (%)	51.5 <u>(H25)</u>	↑	61.8

14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。

(重点取組)

- ①*パブリックコメント等市民参画の仕組みについて、周知を充実するなど、市政への関心を高めるための取組を行います。
- ②市民参画・協働に積極的に取り組む職員を育成し、市民参画意識の醸成を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*パブリックコメントを知っている市民の割合 (%)	18.3 <u>(H25)</u>	↑	25.0
「市民参画による開かれた市政運営をしている」に「わからない」と回答した市民の割合(%)	47.9	↓	40.0
職員アンケートで協働したことの成果があると回答した職員の割合(%)	79.8 <u>(H25)</u>	↑	88.8

14-1-3 各施策について、市民目線での評価・改善に取り組みます。

(重点取組)

- ①総合計画をはじめ各種計画等の策定にあたっては、目標を定め、その評価を通じて、各施策の進捗状況をわかりやすく説明します。
- ②市民目線での事業推進に取り組むため、市民の声を把握し、業務改善に生かします。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した割合の平均(%)	28.8	↓	23.0

4 市民主体による取組

- ◇市政に関する情報の積極的な利用
- ◇市民参画の機会への積極的な参加

[関連する課題別計画]

- 第2次芦屋市市民参画協働推進計画（H27～H31）
- 芦屋市情報提供の推進に関する指針（H17）
- 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針（H25改定）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・職員一人一人が能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。
- ・職員一人一人が横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。
- ・職員一人一人が公正の確保、法令遵守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

職員一人一人の能力向上では、「芦屋市人材育成基本方針」に基づき「“あしや”人材育成実施計画」を策定し、職員の意識改革、資質向上、能力開発に取り組んできました。

組織横断的課題については、庁内調整会議や*プロジェクトチームの設置等を行うとともに、行政サービス向上策として、部課横断的な改善の取組「*芦屋GrowUPチャレンジ」を実施してきました。

また、市民から信頼される市政を進めていくために、個人情報保護や危機管理などの研修を行ってきました。

しかしながら、変化する社会状況や多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、効果的で効率的な行政運営を行い、信頼される市政を進めるためには、さらに柔軟な組織横断的な対応力や危機対応能力の向上が課題となっています。

そのためには、課長級以上の職員を対象に本格導入している人事評価制度を全職員に広げるなど、行政サービスの質の向上に努力した職員を公正に評価し、自ら考え行動する職員を育成するなど人材育成を効果的に推進していくことが重要です。

3 後期5年の重点施策

14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。

(重点取組)

- ①行政サービスの質の向上に努力した職員を公正に評価するために、人事評価制度を全職員に導入し、上司と部下がともに成長できる人が育つ人事評価を実施します。
- ②ベテラン職員から技術やノウハウを伝承するなど、自治体職員としての高度な知識・技術の習得とともに、迅速かつ柔軟に課題解決を図れるよう、庁内外を問わず様々な知識や技術、専門能力を身につけ、政策形成力を発揮することでまちづくりが進めていけるよう、職員としての資質や能力の向上を目指します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
人事評価対象者割合（％）	34.1	↑	100
研修会や職場研修の参加人数（人／年）	3,410	↑	4,000
苦情で提起された内容を行政サービスに反映した件数（件／年）	3	↑	6

14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上を目指します。

（重点取組）

- ① 市民からの様々な意見に潜む行政サービス向上のためのヒントや、事務処理ミス等で得た反省を全庁的に反映させるため、個別の情報を集約し広く業務改善を行います。
- ② 日常業務で発生するトラブルによる職員の初動対応力の向上を図ります。
- ③ 自然災害や感染症など、市民生活に重大な影響を及ぼす事態が発生した際にも、行政機能を継続するための「事業継続計画（BCP）」の見直しを定期的に行います。
- ④ 市民から信頼される職員の資質の一つである法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理研修をはじめとする法令遵守研修を行います。また、様々な社会環境が変化していく中でも、職員一人一人が常に高い倫理観を持って職務を全うし、社会的責任が果たせるよう職員の行動指針を作成します。
- ⑤ *マイナンバー制度が新たに始まることから、従来よりもさらに高いレベルの個人情報保護や情報セキュリティ対策が求められるため、職員意識の向上と定着を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>危機対応に関する職員への意識調査における理解度（％）</u>	—	↑	<u>100</u>
法令遵守研修の参加人数（人／年）	143	↑	200
情報セキュリティ自己点検における達成率（％）	<u>87.0</u>	↑	<u>100</u>
「*事業継続計画」意識調査における達成率70%以上の項目数の割合（％）	<u>83.9</u>	↑	<u>90</u>

4 市民主体による取組

◇市民から見た行政の改善点の提案

[関連する課題別計画]

芦屋市人材育成基本方針（H 26.3 改定）

芦屋市人材育成実施計画（H 27～H 29）

危機管理指針（H25 改定）

*事業継続計画（「芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）」に包含）

経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

【基本構想】

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていた裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口（15～64歳）の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。
- ・ 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。
- ・ 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりでは、*芦屋川特別景観地区の指定や「景観計画」策定に向けた取組のほか、「市民マナー条例」に基づく取組により、快適で住みよいまちづくりを進めました。

市民や民間の力の有効活用を図るため、公の施設の管理運営においては、*指定管理者制度による運営を拡充し、一部の施設ではNPO法人や地域活動団体が運営を担っています。また、*PFI手法により市営住宅の集約化による大規模建替事業を進めるほか、教育、福祉などの分野では大学との連携を進めています。

保有する施設や土地などの資産の有効活用では、老朽化した市営住宅の建替えに際し、市内各所にある市営住宅を1か所に集約し、さらに集約した敷地内に消防分署や福祉施設を建設するなど、土地の有効活用や効率的な維持管理を図れるよう、大規模建替事業を進めています。

また、貸付け可能な市有地の利活用や、処分可能な市有地を一般競争入札等により処分しました。*土地開発公社が保有していた土地については市が買い戻し、同公社を解散するとともに、処分可能な土地については、順次処分を行い、活用等の整理を行うこととしています。

長期的には、人口減少も見込まれる中、今後も、芦屋の個性や魅力をさらに高め、住み続けたいまち・住んでみたいまちであるための施策を実施していくことが重要で、本市の良好な住環境や子育て環境の充実を基本目標とした「芦屋市創生総合戦略」を策定し、取組を進めます。

また、市民サービスの向上に向けて、民間のノウハウ、資源を活用するとともに、それらの検証・評価を適切に行うことが必要であり、民間だけでなく、広域的課題については、国、県、近隣市とも連携した取組も検討することが必要です。

資産管理においては、少子高齢化や人口減少の動向を踏まえ、既存施設の老朽化の状況を分析し、今後の公共施設の在り方の方針を定め、資産の適正管理の仕組みを作っていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。

(重点取組)

- ①まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実及び目標を掲げ、それに基づく施策を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「市内に住み続けたい」と回答した人の割合 (%)	84.6	↗	90.0

15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。

（重点取組）

- ①企業、大学などをはじめ民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。
- ②広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。
- ③*指定管理者制度により運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
指定管理運営施設の利用満足度（%）	—	↗	80.0

15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。

（重点取組）

- ①すべての公共施設の情報を整備し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「*公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。
- ②*土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるよう、資産管理を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>活用可能な市有地</u> の活用率（%）	87.7	↗	100

4 市民主体による取組

- ◇芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
- ◇芦屋の個性や魅力の発信

[関連する課題別計画]

- 芦屋市創生総合戦略（H27～H31）
- 芦屋市行政改革実施計画（H24～H28）
- 公共施設の保全計画（H24）
- *公共施設等総合管理計画（H28 策定予定）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組みます。
- ・財政健全化のための取組を進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

公共サービスの再構築では、行政改革の取組のほか、*事務事業評価において妥当性、有効性、効率性を評価することにより事業の手法や効果を検証し、歳入の確保と歳出の抑制を図りつつ、経営資源の最適配分に努めてきました。

財政健全化の取組では、「芦屋市行政改革実施計画」に基づき様々な課題に取り組むとともに、*市債残高を早期に減少させるため、借入の抑制や繰上償還などに取り組み、平成 26 年度(2014 年度)末には「芦屋市行政改革実施計画」の目標である 500 億円を切ることができました。

一方、少子高齢化の進行に伴って増加する社会保障費や公共施設の老朽化への対応等に伴い、財政の先行きは陰しさを増しています。

今後、さらに効率的な行財政運営を行うため、事業評価の仕組みを改善し、サービス向上に生かすことが必要です。また、引き続き*市債残高の抑制に努める等、さらなる行政改革の推進により早期に財政の健全化を図る必要があります。

3 後期 5 年の重点施策

15-2-1 各施策、事務事業の効果を点検し、事業目的に対して、より効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。

(重点取組)

- ①限られた財源を有効活用できるように、*施策評価、*事務事業評価を実施し、各施策、事務事業の妥当性、有効性、効率性などを検証し、改善に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」の回答割合 (%)	68.4	↑	71.8

15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組みます。

(重点取組)

- ①市が保有する債権の管理及び徴収に取り組めるように、徴収技術の向上に努め、適正に管理します。
- ②行政サービスの提供に係る費用（コスト）を把握し、行政サービスに対する受益者負担の適正化に努めます。
- ③財政を健全運営するために、長期財政収支見込等に基づき、計画的に事業を実施します。
- ④下水道事業運営のより健全な運営を目指し、経営状況の的確な把握、計画性及び透明性を高めることができる公営企業会計化に取り組みます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市税 <u>徴収</u> 率（現年・滞納繰越分）（%）	<u>95.4</u>	↗	96.7
*経常収支比率（%）	<u>91.7</u>	↘	<u>90.0</u>
*将来負担比率（%）	<u>119.7</u>	→	<u>119.7</u>

4 市民主体による取組

◇財政状況への関心と理解

[関連する課題別計画]

芦屋市行政改革実施計画（H24～H28）

